

# 枚方市支援教育サポートブック

ともに学び、ともに育つ



## はじめに

枚方市教育委員会では、このたびすべての子どもたちが安心して学び、育つことができる環境づくりをめざし、今後の枚方市の支援教育の在り方を示した「枚方市支援教育サポートブック」を策定いたしました。

本市では、「ともに学び、ともに育つ教育」の充実に取り組んでおり、子どもたち一人ひとりの特性や教育的ニーズに応じた支援を行いながら、可能な限り同じ場で学び合うことを通して、互いのちがいを認め合い、社会をともにつくる力を育てていくことを大切にしています。また、支援や配慮は特別なものではなく、子どもが自分らしく学び、安心して学びに参加するための大切な環境づくりであると考えてまいりました。

私たちが大切にしているのは、子どもたち一人ひとりのちがいや個性を尊重し、そのらしさを大切にすることです。学校生活の中で、時に不安を感じたり、うまくいかないことに戸惑ったりする子どもたちがいます。そうした子どもたちの声に気づき、寄り添い、必要な支援を届けること。それこそが、教育の本質であり、私たちが果たすべき責任だと考えています。

令和5年7月に支援教育充実審議会を設置し、これまで本市が進めてきた支援教育について現状や課題等を総括のうえ、支援教育の質の向上方策を含めた今後の支援教育の在り方について諮問いたしました。審議会では、「ともに学び、ともに育つ教育」という理念を軸に、インクルーシブ教育の考え方、通常の学級、通級指導教室、支援学級といった学びの場の役割、子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援の在り方などについて、3年にわたり議論を重ねていただきました。

「支援教育サポートブック」は、こうした審議会の答申を基に、さらにパブリックコメントとして寄せられた多くの声を踏まえ策定しました。多様な思いがある中で、教育行政として果たすべき役割と、将来にわたり大切にしたい視点を大切に検討し、整理しました。

子ども、保護者、学校、関係機関など、子どもに関わるすべての方々を受け止め、子どもにとっての最善を念頭に、教育行政としての責任ある判断を行っていくこと、また、考え方が異なる場面においても、対話を重ねながら、歩みを止めることなく前に進むことが、教育委員会の役割であると考えています。

最後になりますが、このサポートブックが、支援教育に関わるすべての方々にとって、共通の理解を築くための土台となり、日々の実践を支えるものとなることを願っています。すべての子どもが、安心して学び、成長できる学校づくりに向け、これからも皆さまとともに歩み続けてまいります。

枚方市教育委員会  
教育長 谷元 紀之

## 目次

1	ともに学び、ともに育つ教育について	4
2	インクルーシブ教育における国際的な流れ	5
3	子どもの権利に関する条約	18
4	こども基本法	19
5	子どもの「自立(社会的自立)」に向けて	20
6	一人ひとりの特性理解について	22
7	就学相談と支援体制の充実	28
8	通常の学級での支援・配慮の充実	32
9	通級指導教室での支援の充実	39
10	支援学級での支援の充実	41
11	自立活動について	43
12	関係機関との連携の大切さ	45
13	用語集	47

## 1

## ともに学び、ともに育つ教育について

大阪府では、「ともに学び、ともに育つ教育」を大切にしています。これは、障害の有無にかかわらず、すべての子どもが地域の学校で安心して一緒に学び、育っていくことをめざす教育のあり方です。子どもたち一人ひとりのちがいや個性を尊重し、互いに認め合いながら、ともに成長していくことを大切にする考え方で、枚方市の支援教育がめざす理念でもあります。

枚方市では、学校生活を通して仲間とつながり、支えあい、高めあえる教育を基本とし、障害のある子どもと周りの子どもたちが、集団の中で一人ひとりを尊重し、ちがいを認め合いながら将来、自らの選択で地域社会と関わり、自立した生活を送れる共生社会の実現にむけた教育を進めています。

この一環として、医療的ケアが必要な子どもたちが地域の学校でともに過ごすための支援に取り組んでいます。たとえば、人工呼吸器を使用している児童・生徒や吸引・経管栄養などのケアを必要とする子どもにとって、地域の学校に通うことは、単に通学するだけではなく「社会の一員として生きる」ための一歩だと考えています。こうした子どもたちが学校で安全に過ごすことができるよう、学校看護師を配置し、教職員と連携する体制を整えています。医療と教育が連携することで、子どもが地域の友達とともに学ぶことがあたり前になり、「友達と同じ時間を分かち合いたい」という願いをもつ子どもを支えることにもつながります。周囲の子どもたちにとっても「互いを認め合う力」や「共感力」を育むかけがえのない機会となっています。

ある小学校では、通常の学級に在籍する子どもが、朝の会の発表で不安を感じやすいことがわかりました。そこで、担任の先生はその児童と対話を重ね「安心カード」を作ることで気持ちを伝えられるようにしました。あわせて、クラスの友達にも「〇〇さんはこういうときに不安になることがあるよ」と伝え、みんなで支え合う雰囲気を作りました。子どもの願いに寄り添い対話を積み重ねることは、誰もが安心して過ごせる集団づくりの土台となります。

また、集中力が続かず授業に集中しづらい子どもに、静かな環境を整備することや、言葉でのやりとりが難しい子どもに、言葉のやりとりを補う絵カードを活用する視覚支援を行うことなど、一人ひとりの状況に応じて必要な変更や調整を行うことを「合理的配慮」と呼びます。これは、子どもが自分らしく学ぶための大切な取組です。このような支援を柔軟に組合せることで、学びの困り感を一つひとつ取り除いていきます。

「ともに学び、ともに育つ教育」は、すべての子どもが自分らしく成長できるように、その子にとって最適な環境で過ごし、支援を組み合わせることを大切にしています。

障害の有無にかかわらず、すべての子どもにとって「多様性を認め合う力」「協力する力」「社会で生きていく力」が育まれることは、豊かな学びの土台となります。そして、学校は「みんなが安心して過ごせる場所」になっていきます。

枚方市は、子ども一人ひとりの願いに向き合い、誰もが安心して過ごせる学校づくりを進めていきます。

子どもに関わる皆さまには、子どもの多様性を受け入れ、学校と連携しながら、成長を一緒に支えていただきたいと考えています。ともに学び、ともに育つことは、未来の社会をより豊かにする第一歩です。

## 2

## インクルーシブ教育における国際的な流れ

すべての子どもが、障害の有無にかかわらず、地域の学校でともに学び、育ち合うこと。これは、教育の理想であると同時に、国際的にも大切にされてきた理念です。

1994年の特別なニーズ教育における原則、政策、実践に関するサラマンカ声明を皮切りに、障害者の権利に関する条約(CRPD)や持続可能な開発目標(SDGs)、国連・障害者権利委員会による総括所見など、インクルーシブ教育の重要性は世界的な共通認識となってきました。日本でも、法制度の整備が進み、教育現場では合理的配慮の提供や支援体制の充実が図られています。

インクルーシブ教育は、すべての子どもが安心して学べる環境をつくるための社会全体の取組です。多様な背景やニーズを持つ子どもたちが、互いを認め合いながらともに学ぶことは、社会の多様性を尊重する力を育むことにつながります。

### 1994年

#### 特別なニーズ教育における原則、政策、実践に関するサラマンカ声明

スペインのサラマンカで開催された「特別なニーズ教育に関する世界会議」で採択されたこの声明は、インクルーシブ教育の理念を世界に広めるきっかけとなりました。声明では、すべての子どもが、障害の有無にかかわらず、地域の学校でともに学ぶことが基本であると強調されています。教育制度は、子どもの多様なニーズに応じて柔軟に対応すべきであり、特別支援教育は分離ではなく、共生の中で行われるべきだとしています。



- 障害のある子どもも地域の学校で学ぶ権利がある
- 教育制度は多様なニーズに対応する柔軟性が必要
- インクルーシブ教育の国際的な出発点

### 2006年

#### 障害者の権利に関する条約

この条約は、障害のある人が他の人と同じように人権を享受し、社会のあらゆる場面に参加できるようにすることを目的としています。教育に関しては、障害のある子どもが、他の子どもと同じ学校で学ぶ権利を保障し、特別支援教育を切り離して行うのではなく、ともに学ぶ形で提供されるべきであるとしています。また、合理的配慮の提供が義務づけられており、教育現場でもその実践が求められています。



- 障害者は「権利の主体」として尊重される
- 教育を受ける権利はすべての子どもに保障される
- 国際的に合理的配慮の提供が義務づけられている

2015年

## 持続可能な開発目標(SDGs)

SDGsは、国連が定めた2030年までの持続可能な開発目標であり、「誰ひとり取り残さない」社会の実現をめざしています。障害のある人の教育や社会参加は、特に「目標4(質の高い教育)」と「目標10(不平等の解消)」に深く関係しています。インクルーシブ教育の推進は、教育の質を高めるだけでなく、社会全体の包摂性を高める重要な取組です。



- 障害のある人も含めた教育の質の向上が求められる
- 社会の不平等をなくすことがSDGsの目標
- インクルーシブ教育はSDGs達成の鍵となる

2022年

## 国連・障害者権利委員会による総括所見

2022年、国連の障害者権利委員会は、日本政府が提出した障害者政策に関する報告書に対し、90項目以上の改善勧告(総括所見)を出しました。中でも教育分野においては、分離型の特別支援教育から、インクルーシブ教育への転換を強く求めています。また、合理的配慮の法的義務化、障害者団体との協働による政策形成、地域生活への移行支援など、包括的な改革が求められています。



- 分離教育からインクルーシブ教育への転換が必要
- 合理的配慮の提供をより実効性のあるものにするのが求められている
- 障害者団体との協働が政策形成に不可欠

## ともに学び、とも育つ教育の実現に向けたインクルージョン イラストイメージ

分類	イラストイメージ	わかりやすい説明
排除(Exclusion) エクスクルージョン		教育の場、学びの場がない状況であり、すべての子どもに教育の権利が保障されていません。学びの機会がなく、孤立しやすい状態です。
分離(Segregation) セグレゲーション		支援学級の子どもたちだけが集まる場で学ぶ状況であり、個別支援はあるが、交流が少ない状態です。
統合(Integration) インテグレーション		障害のある子どもが、同じ学校に通っているが、その子に合わせた支援が十分に行われていない状態です。 見た目は「一緒にいる」けれど、実際には孤立していることもあります。 「場を共有する」だけでは、本当の意味での共生にはなりません。
包含(Inclusion) インクルージョン		障害のある子もない子も、同じ場で、互いに認め合い、支え合いながら学ぶ状態です。 必要な支援(合理的配慮)を受けながら、安心して学べる環境が整っています。 すべての子どもが「自分らしく」、ともに学び、育ち合える教育の形です。

※多様性はすべての子どもに備わっているものです。本図は、インクルージョンの考え方を分かりやすく概念化したものです。

### 子どもにかかわるすべてのみなさまへ



インクルーシブ教育は、「障害のある子どもを特別扱いする」ものではありません。すべての子どもがちがいを認め合い、ともに育つことを大切にする教育のあり方です。

インクルージョンの実現が求められている中で、皆さまには、学校との協力や理解を通じて、子どもたちの学びを支えていただければと思います。

## 国内法の整備

日本では、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(2013年制定:以下、障害者差別解消法)や障害者基本法(1970年制定、2011年改正)などが整備され、障害のある人への差別をなくすための法的な枠組みが構築されています。教育分野では、学校教育法の改正により、特別支援教育の充実とともに、通常の学級での支援体制の強化が進められています。今後は、合理的配慮の提供をより実効性のあるものにするための制度整備が求められています。



- 障害者差別解消法により差別の禁止が明文化
- 教育現場での合理的配慮の提供が法的に定められた
- インクルーシブ教育の制度的基盤が整いつつある

## 障害のモデル

障害の捉え方には、時代とともに変化してきた複数のモデルがあります。医学モデルでは、障害は個人の心身機能に原因があるとされ、治療や矯正の対象とされてきました。一方、社会モデルでは、障害は個人の特性そのものではなく、「社会の側にある様々な障壁」によって生じると考えられています。ここでいう「障壁」とは、例えば、学びや活動の方法が一律であること、情報が特定の手段に偏って提供されていること、個々の状況に応じた配慮や支援が十分に行われていないことなど、環境や制度、周囲の理解の在り方をさします。

現在の教育政策は、障害者を「権利の主体」(障害のある人は、保護されるだけの存在ではなく、社会の中で自らの権利を持ち、意思を示し、選択し、決定し、参加できる当事者)として位置づけるいわゆる人権モデル(CRPDの理念)に基づいており、社会全体で支える姿勢が求められています。

医学モデル



医学モデルとは、障害による困りごとを個人の身体的・精神的な問題として捉え、診断や治療によって改善をめざす考え方

社会モデル



社会モデルとは、障害による困りごとを個人の問題ではなく、社会の側にある環境や制度の問題として捉える考え方

人権モデル



人権モデルとは、障害の有無に関わらず、すべての人が平等に尊重されるべき存在であるという考え方



- 医学モデル:障害=個人の身体的・精神的な課題
- 社会モデル:障害=社会の障壁
- 人権モデル:障害者=権利の主体として尊重される

## 合理的配慮とは

合理的配慮とは、障害のある人々が社会生活の様々な場面において、不利が生じることなく、学習や活動に参加できるよう、個別の状況に応じて必要な変更や調整を行うことです。教育分野においては、子どもが教育を受け、学習や学校生活に参加する機会が平等に確保されなければなりません。そのため、個別の支援や教材の工夫、学習方法の調整など様々な配慮が実施されています。

これらの支援や配慮は「特別扱い」ではなく、「機会を平等に確保するための公平な工夫」です。教育現場では個別の支援や教材の工夫や学習方法の調整など様々な配慮が実施されています。すべての要求がそのまま実現されるわけではありませんが、負担が重すぎない範囲で対応に努めることが求められていますので、本人に十分な情報提供を丁寧に行うとともに、代替の合理的配慮などについて合意形成を図っていきます。

サポートブックにおける捉え	
平等	すべての子どもを同一の条件や方法で指導すること。一見公平に見えるが、一人ひとりの特性や学習環境における困り感のちがいは考慮できていないことがある。
公平	子ども一人ひとりの障害の状況や発達段階に応じて、必要な支援や環境調整を行うこと。本人の力を発揮し、学ぶ機会や活動への参加を実質的に保障する。



- ・ 障害のある人が公平に参加できるようにする工夫
- ・ 提供しないことは差別に該当する可能性がある
- ・ 教育現場では個別の支援や教材の工夫などが該当

### ✓ 法的根拠

- ・ 障害者の権利に関する条約(国際法):合理的配慮の否定は差別にあたると明記(第2条)
- ・ 障害者差別解消法(国内法):行政機関・事業者に合理的配慮の提供を義務づけ(第7条)
- ・ 文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針(文部科学省通知):教育現場でも、合理的配慮の提供が求められています。

## 基礎的環境整備とは

合理的配慮を実現するためには、その土台となる環境が整っていることが必要です。これが「基礎的環境整備」です。これは、ユニバーサルデザインの観点から、すべての子どもが安心して学べるように、学校があらかじめ整えておくべき基本的な支援の環境のことです。

学校では、すべての子どもが安心して学び、生活できるよう、基礎的環境整備に取り組んでいます。これは、特定の子どもだけのための対応ではなく、誰にとっても学びやすい学校づくりを進めるためのものです。

一方で、子どもが感じる困りごとや不安は、家庭での様子や日常の中で初めて見えてくることも少なくありません。学校で整えている環境が、その子どもにとって本当に安心につながっているかどうかは、本人や保護者からの気づきや声によって、より確かなものになります。

基礎的環境は、学校が一方的に「用意するもの」ではなく、子どもを中心に、保護者と学校が同じ方向を向いて確認し合いながら充実させていくものだと考えています。互いの役割を大切にしながら、対話を重ね、子どもにとってよりよい学びの環境を一緒につくっていくことをめざします。



## 神経発達症について




神経発達症は、育て方や本人の努力不足によって生じるものではなく、生まれ持った脳の特性によるものです。その特性のあらわれ方は一人ひとり異なり、成長や環境によっても変化します。そのため、同じ診断名であっても、必要な支援や配慮は決して一様ではありません。

学校では、子ども一人ひとりが安心して学び、生活できるよう、基礎的環境整備や合理的配慮に取り組んでいます。しかし、その支援は学校だけで完結するものではなく、保護者と学校が同じ方向を向き、子どもを中心に考えることが何より大切です。

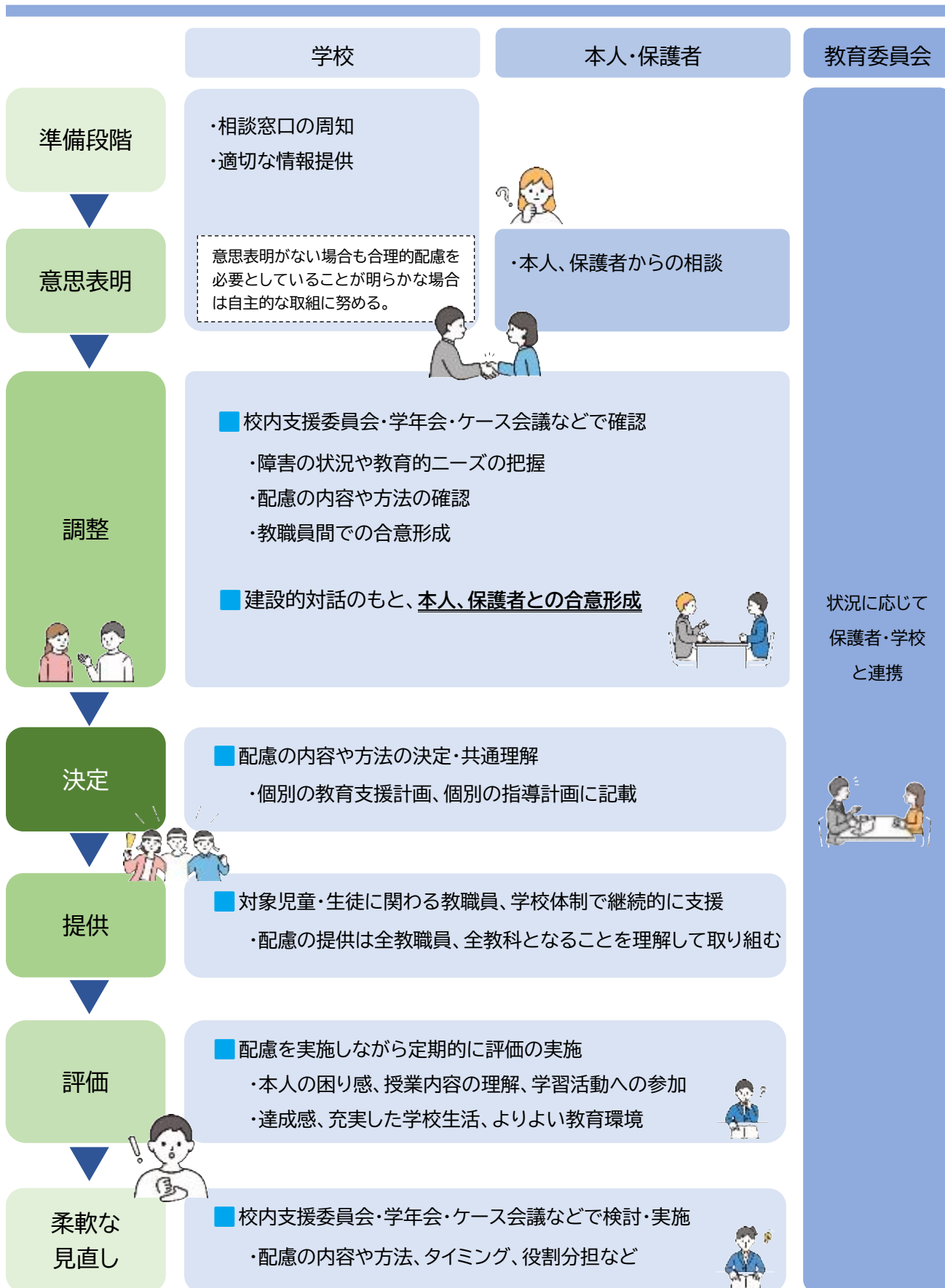
保護者の皆さまには、診断名や状態を表す言葉の印象に捉われすぎることなく、「わが子は何が得意で、何に困りやすいのか」「どのような関わりや環境が安心につながるのか」を、学校とともに考えていただきたいと願っています。必要な配慮は、特別なお願いではなく、子どもが学びのスタートラインに立つための工夫です。

また、支援や配慮は一度決めたら終わりではありません。成長とともに変わる姿を共有し、うまくいかなかったときには立ち止まり、必要に応じて見直していくことが大切です。そのためにも、日々の様子や気になることがあれば、遠慮なく学校にお伝えください。

学校は、一人ひとりのちがいを認め、育ちを支える場です。保護者の皆さまと誠実に向き合い、対話を重ねながら、子どもが自分らしく力を発揮できる環境を一緒につくっていきたいと考えています。そのためのパートナーとして、相互の信頼と協力を大切にします。

神経発達症の状況	基礎的環境整備(全体)の一例	合理的配慮(個別)の一例
ADHD (注意欠如・多動症) 	教職員への研修 支援員の配置	静かな学習スペースの確保 短く区切った課題の提示
ASD (自閉スペクトラム症) 	視覚支援ツールの整備 構造化された教室環境	視覚的スケジュールの提示 予告・見通しのある活動
SLD (限局性学習症) 読み書き・計算に困り感がある 	ICT 機器の整備(タブレット・音声読み上げなど)	読み上げ機能付き教材の使用 評価方法の工夫(口頭での回答など)

## 合理的配慮の提供までのプロセス



## 合理的配慮の実施のために大切にしたいこと

合理的配慮は、子ども・保護者・学校が三者で協力しながらつくっていく支援です。そのためには、互いの立場や状況を理解し合い、対話を重ねることが何よりも大切です。

- ・「この子にはこういう困り感があります」と伝えたいうえで、「学校ではどんな支援が可能ですか？」と相談する。
- ・学校の説明を聞きながら、「家庭ではこういう工夫をしています」と情報を共有する。
- ・支援の内容がうまくいかないときも、「どうすればよくなるか」について、本人の思いを尊重し、一緒に考える。

## 合理的配慮の事例①「医療的ケアが必要な子どもについて」

医療的ケアが必要な子どもが入学するにあたり、保護者は「本当に大丈夫だろうか」「安全に過ごせるだろうか」といった不安を抱かれることが少なくありません。学校では、そうした思いを丁寧に受け止め、保護者や関係機関と連携しながら、子どもが安心して学びに向かえる環境づくりに取り組んでいます。一人ひとりの命と学びを大切にします。

### ■ 本人の状況

- ・医療的ケアが必要
- ・移動や姿勢保持が難しい など

### ■ 入学時に保護者から学校への相談

- ・環境調整(ハード面、ソフト面)の希望
- ・医療的ケアの内容及び学校生活において想定される配慮事項について情報共有
- ・保護者との継続的な相談の場の設定依頼

### ■ 合理的配慮の提供

- ・バリアフリー化
- ・学校生活や学習内容について配慮
- ・学校看護師の配置
- ・教職員間での情報共有



## 合理的配慮の事例② 「聞こえにくさ・見えにくさへの合理的配慮」

聞こえにくさや見えにくさがあることで、学校生活に不安を感じる子どもがいます。学校では、保護者と情報を共有しながら、授業や行事の中で安心して参加できるよう、環境や伝え方の工夫を大切にします。

### ■ 本人の状況

- ・音声聞き取りにくい
- ・大人数だと特定の音が分かりにくい
- ・文字が小さくて読み取れない

### ■ 入学時に保護者から学校への相談

- ・補聴器、支援機器の活用について
- ・授業、行事での配慮依頼

### ■ 合理的配慮の提供

- ・補聴援助システムの使用
- ・雑音低減の工夫
- ・端末での拡大表示、拡大教科書の使用



## 合理的配慮の事例③ 「学び方や理解のペースへの合理的配慮」

子どもによって、理解の仕方や学びのペースは様々です。学校では、内容や量、進め方を工夫しながら、一人ひとりが「わかった」「できた」と感じられる学びにつながるよう、丁寧な支援を行います。

### ■ 本人の状況

- ・抽象的な説明が分かりにくい
  - ・一斉指示が理解しづらい
- ※知的発達の特徴などが関係している場合がありますので、丁寧なアセスメントが必要です。

### ■ 入学時に保護者から学校への相談

- ・視覚的な説明の希望
- ・個別確認への配慮依頼

### ■ 合理的配慮の提供

- ・指示の具体化・分割
- ・課題の提示方法の工夫
- ・評価方法の工夫



## 合理的配慮の事例④ 「集団や環境への適応に関する合理的配慮」(ADHD・ASDなどの特性を含む)

集団での活動や教室の環境に対して、不安や負担を感じやすい子どもがいます。音や視覚的な刺激、人との距離感、活動の見通しなどが影響することもあります。学校では、子どもの感じ方を大切にしながら、座席や環境の工夫、気持ちを整える時間や場所の確保などを行い、安心して学びや活動に参加できるように支えています。一人ひとりに合った関わりについて、本人の思いを大切に、保護者と共有しながら進めます。

### ■ 本人の状況

- ・集中が続きにくい
- ・音や光に敏感
- ・急な変更不安を感じる

### ■ 入学時に保護者から学校への相談

- ・環境調整の希望
- ・見通し提示の依頼

### ■ 合理的配慮の提供

- ・座席、環境の工夫
- ・予定の可視化
- ・気持ちを整える時間の確保



## 合理的配慮の事例⑤ 「知的障害のある子どもへの合理的配慮」

知的障害のある子どもたちは、「理解の仕方」「理解するために必要な時間」や「学び方」などに一人ひとりのちがひがあります。学校では、「できる・できない」で捉えるのではなく、どのように伝えれば分かりやすいか、どのような環境で力を発揮しやすいかを大切にしています。学習内容や課題の内容、量、伝え方を工夫しながら、安心して学びに向かえるよう支援します。配慮は固定的なものではなく、成長や状況に応じて本人の思いを大切にしながら保護者と共有し、見直します。

### ■ 本人の状況

- ・言葉だけの説明では理解が難しいことがある
- ・一度に多くの指示が出ると混乱しやすい
- ・抽象的な表現や見通しのない活動に不安を感じる
- ・できていることが評価されにくく、自信を持ちにくい

### ■ 入学時に保護者から学校への相談

- ・指示を小分けにする希望
- ・不安になりやすい場面の共有
- ・落ち着いて過ごせる場所の設置依頼

### ■ 合理的配慮の提供

- ・指示の具体化・分割
- ・予定の可視化
- ・気持ちを整える場所の確保
- ・評価方法の工夫



## 合理的配慮の事例⑥ 「肢体不自由のある子どもへの合理的配慮」

肢体不自由のある子どもが入学するにあたり、保護者は「学校の中を安全に移動できるだろうか」「授業や行事にきちんと参加できるだろうか」といった不安を抱かれることが少なくありません。

学校では、そうした思いを丁寧に受け止め、本人の身体状況や学校生活の様子を踏まえながら、環境や学び方を工夫し、一人ひとりが安心して学校生活を送れるよう取り組みます。

### ■ 本人の状況

- ・移動、着替え、排泄などの動作のしにくさ
- ・同じ姿勢を保つことが疲れやすい
- ・段差や狭い通路での安全な通行のしにくさ

### ■ 入学時に保護者から学校への相談

- ・環境調整(ハード面・ソフト面)の希望
- ・本人の身体状況や学校生活において想定される配慮事項について情報共有

### ■ 合理的配慮の提供

- ・バリアフリー化
- ・学校生活や学習内容についての配慮
- ・介助員の配置



## 合理的配慮と教育的配慮について

学校では、日々の教育活動の中で、子ども一人ひとりに応じた「教育的配慮」を行っています。

一方で、本人の感じている困りごとや必要な支援は、家庭での様子や本人の思いを重ねることで、より正確に見えてくることがあります。

合理的配慮は、「特別なお願い」や「負担をかけること」ではありません。学校での様子と、家庭での気づきを共有しながら、本人にとって学びやすい環境を一緒に作り上げていくための「大切なプロセス」です。

大切なのは、「どちらかが分かっている」のではなく「重ねていくこと」です。



学校だけでは見えないこと(例)	家庭だけでは見えにくいこと(例)
・家庭での様子	・集団の中での様子
・疲れやすさ	・学習場面でのつまずき
・前日の体調	・行事や休み時間での困り感
・不安や緊張のサイン	・家庭以上に頑張っていること

合理的配慮は、この二つを重ね合わせることで初めて見えてくるものであると捉えています。

「このくらい、学校で気づいてもらえるのでは」そう感じられることもあるかもしれませんが、しかし、集団の中では見えにくい困り感や、家庭だからこそ分かる変化もあります。小さなことでも伝えていただくことが、よりよい支援につながります。

## 子どもにかかわるすべてのみなさまへ



合理的配慮と教育的配慮は、障害のある子どもだけでなく、すべての子どもにとって「多様性を認め合う教育環境」をつくるための柱であり、すべての子どもが安心して学び、自分らしく成長するための大切な仕組みです。そして、それを支えるのは、保護者・学校・関係機関がともに歩む姿勢です。

特に神経発達症(ADHD・ASD・SLD など)のある子どもは、周囲から気づかれにくい困り感を抱えていることも多く、周囲の理解と支援が欠かせません。

その一方で、学校は限られた人員や設備の中で、すべての子どもに対応しようと努めている現状があります。合理的配慮は「できる限りの工夫」であり、過度な要求や一方的な要望ではなく、学校と保護者が協力して“できること”を一緒に考える姿勢が大切です。

『子どもの声を受けとめる/子どもが自分らしく生きるための長期的な視点を踏まえる/できることを一緒に考える』

そんな関係づくりが、子どもたちの未来をより豊かにしていきます。

## 3

# 子どもの権利に関する条約

1989年に国連で採択された「子どもの権利条約」は、18歳未満のすべての子どもを「保護の対象」ではなく「権利をもつ主体」として位置づけ、子どもにも大人と同じように人権があることを国際的に認めた条約です。日本は1994年に批准しました。

この条約は、子どもが健やかに育つために必要な権利を幅広く定めており、特に以下の「4つの原則」が重要とされています。

## 子どもの権利条約の4つの原則

### 1. 差別のないこと

すべての子どもは、性別、国籍、障害、家庭の状況などに関係なく、平等に権利が保障されます。

### 2. 子どもにとって最もよいこと

子どもに関わるすべての判断や行動は、その子にとって最も良いことを第一に考えます。

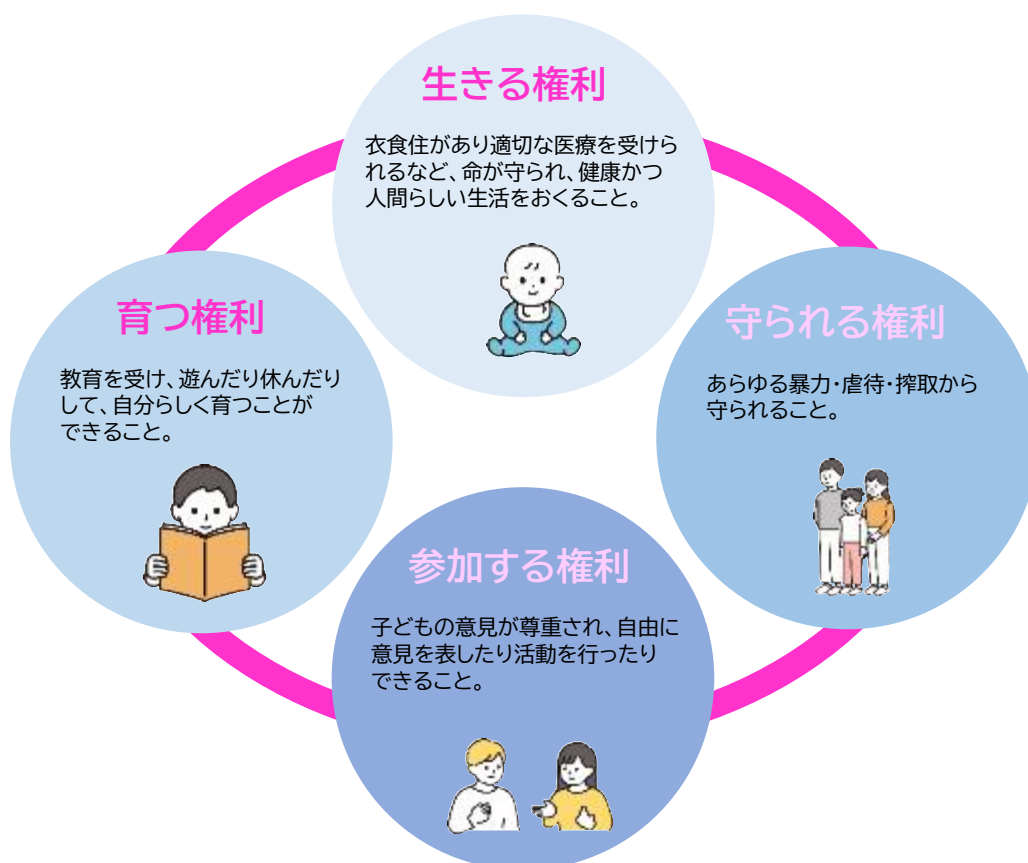
### 3. 命を守られ成長できること

すべての子どもが命を守られ、成長できるように支援を受ける権利が保障されます。

### 4. 意見を表明し参加できること

子どもは自分に関わることについて意見を言うことができ、大人はそれを尊重しなければなりません。

## 子どもの4つの権利



## 4

## こども基本法

2023年4月に施行された「こども基本法」は、子どもの権利に関する条約の精神を踏まえ、すべての子どもが健やかに成長し、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現をめざす法律です。

この法律は、子どもを「権利の主体」として明確に位置づけ、国や自治体に対して、子どもの意見を聴き、施策に反映することを義務づけています。

### こども基本法の6つの基本理念(条約の4原則を含む)

1. すべての子どもが個人として尊重され、差別されないこと
2. 安心して育ち、教育や医療などの支援を受けられること
3. 子どもの意見が尊重され、社会に参加できること
4. 子どもの最善の利益が最優先されること
5. 家庭を基本とした養育が支援されること
6. 子育てに喜びを感じられる社会環境が整備されること

#### ■ 子どもの権利に関する条約とこども基本法のつながり

こども基本法は、子どもの権利に関する条約の理念を国内で具体化するための法律です。条約で定められた「子どもを権利の主体とする考え方」や「4つの原則」は、こども基本法の基本理念や施策の根幹に組み込まれています。つまり、「国際的な約束(条約)を、国内で実現するための仕組み(法律)」がこども基本法です。



#### なぜ「こども基本法」が必要だったのでしょうか？

日本では長らく、子どもに関する法律(児童福祉法、教育基本法など)は個別に存在していましたが、子どもの権利を総合的に保障する「基本法」は存在していませんでした。そのため、子ども施策が省庁ごとに分断され、子どもの声が政策に反映されにくいという課題がありました。

また、国連の子どもの権利委員会からも「包括的な国内法の整備が必要」との勧告を受けていました。

### 子どもにかかわるすべてのみなさまへ



子どもの権利は、特別なものではなく、すべての子どもが持っている「当たり前の権利」です。

こども基本法は、子どもたちが安心して育ち、自分の意見を伝え、社会の一員として尊重されるための土台です。

子どもたちに関わるすべての大人がこの考え方を理解し、子どもとともに考え、支えていくことが、子どもたちの未来をよりよいものにしていきます。

## 5

# 子どもの「自立(社会的自立)」に向けて

～子どもに関わるすべてのみなさまとともに考える～

## 1. 自立に向けて、今できること



子どもたちが将来、社会の中で自分らしく生きていくためには、「自立(社会的自立)」に向けた準備がとても大切です。特に小学校高学年の時期は、思考力や判断力が育ち、自分の将来について考え始める大切なタイミングです。「やってみたい！」という気持ちを応援し、将来の学びの場についての話をすることで、自身の未来を自分ごととして捉える力が育ちます。

### ■ 子どもの意思を尊重する

自立に向けての様々な選択は、保護者や学校などが決めるものではなく、本人が納得して選ぶことが選択後の学びへの意欲や適応力につながります。本人の気持ちや理解が何より大切ですので、子どもが自分の考えを話す機会を持ち、子どもが理解しやすい説明や対話を通して納得した選択となるよう支えていきましょう。

### ■ 見通しがあることで安心につながる

見通しがあることで、子どもは安心して新しい環境に向かうことができます。学校見学やオープンスクールへの参加や卒業生の話を聞く機会などを通して、「どんな選択肢があるのか」「今と何がどう変わるのか」を知ることで、安心して次のステップに進むことができます。

### ■ 子どもがやりたいことにチャレンジできる環境を大切に

障害の有無に関わらず、「やってみたい！」という気持ちを大切に、どんなことにも挑戦できることを伝えましょう。将来の話をすることは、子どもが自分の未来を「自分のこと」として考える第一歩になります。

## 2. 「自分らしく生きる力」を育む



子どもが自分らしく生きていくために、自分を知り、自分で選ぶ力を育てながら、保護者と学校が連携して本人にとってわかりやすく伝えること、話し合うことを大切にします。

### ■ 自己理解と自己決定の力を育む

「自分は何が好きか」「どんな環境が合っているか」など、自分自身を知ることは、自立への第一歩です。選択肢を提示し、自分で選ぶ経験を通して、自己決定の力も育っていきます。

### ■ わかりやすい説明と対話を大切に

説明の際は、子どもの発達段階に合わせて、写真やパンフレットなどを使いながら、イメージしやすく伝える工夫が必要です。また、子どもの気持ちを丁寧に聞き取るための対話も大切です。

#### ■ 学校の連携と共通理解

子ども一人ひとりの課題や成長を、教職員全体で共通理解し、支え合う体制づくりが必要です。学年会に支援学級担任が加わるなど、情報共有の時間を確保する工夫も進められており、子どもたちの「ともに学び、ともに育つ」教育を実現していきます。

### 3. 広い視点で未来を見つめる



子どもたちが歩む未来は、これまでの社会や常識に捉われることなく広がっていきます。自分らしく豊かに生きていくための未来志向を大切にします。

#### ■ 働き方の可能性は広がっている

科学技術の進歩や合理的配慮の広がりにより、働き方の選択肢は多様化しています。たとえば、寝たきりの方が遠隔ロボットを使って働く事例もあります。今ある枠組みに捉われず、「こんな働き方もあるかもしれない」と広い視点で未来を考えることが大切です。

### 4. 進路選択を支える情報提供



進路選択は、進学や就職だけでなく、「自分がどう生きていくか」「どんなふうに暮らしていくか」という人生の選択でもあり、「自分らしく生きる」ための大切なプロセスです。特に支援が必要な子どもには、保護者・学校・関係機関が連携し、継続して情報提供と支援を行うことが、社会的自立への大切な視点となります。

#### ■ 学びの場に関する情報

高等学校(全日制・定時制・単位制、通信制)、支援学校高等部、高等支援学校、高等専修学校、専門学校など、それぞれの学習環境や卒業後の進路について、具体的な情報を提供します。進路選択については本人の意思が大切となることから、保護者から得られた情報も含め、学校との連携を進めます。

#### ■ 職業・就労に関する情報

どんな職種があり、どんな力が求められるのか、社会に出た際の支援体制などについて、中学校卒業後の進路を見通した現実的な情報に基づいて進路選択ができるよう支援します。

#### ■ 体験的な学びの場の提供

職業に関する体験学習などを通じて、子どもが将来の姿をイメージしやすくなるよう支援します。

### 子どもにかかわるすべてのみなさまへ



子どもたちが「自分らしく生きる」ために、大人ができることはたくさんあります。

一人ひとりの子どもに寄り添い、未来への一歩を一緒に踏み出せるよう温かく見守り支えていきましょう。

～すべての子どもが安心して学べる環境づくりをめざして～

## 1. 多様な子どもたちとともに学ぶ時代へ

学校には一人ひとり異なる背景、学びのスタイル、強みを持った子どもたちがともに過ごしています。

多様性という言葉が広がる中、特性の理解は、決して一部の子どものための特別なものではありません。学校では、どの子にも「得意なこと」「苦手なこと」があり、すべての子どもが「自分らしくていいんだ」と安心して学べる環境づくりが求められています。

### ■ 多様な教育的ニーズとは？

発達の特性、学習やコミュニケーションの困り感など、子どもによって必要な支援は異なります。こうした「多様な教育的ニーズ」を理解し、支えることが大切です。

### ■ インクルーシブ教育の推進

すべての子どもがともに学び合えるよう、学校では以下のような取組が進められています。

- ・ 環境の整備(人的・物的支援)
- ・ お互いを尊重し合う態度や行動を育む集団づくり
- ・ ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業づくり
- ・ 保護者・学校・関係機関が連携する校内支援委員会、ケース会議などの支援体制の構築

## 2. 教育支援ソフトによる支援の質の向上

枚方市では、すべての子どもたちが安心して学び、成長できる教育環境の実現をめざしています。特に、支援を必要とする子どもたちに対しては、一人ひとりの困り感に寄り添い、適切な支援を届けることが重要です。そのために、教育支援ソフトを導入し、支援の「見える化」「共有化」「継続性」を実現しています。

### ■ 主な機能

- ・ 個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成支援
- ・ 子どもの特性と成長をアンケート形式で可視化するアセスメントツール
- ・ 指導・支援記録の蓄積と共有
- ・ 保護者・学校との情報連携の円滑化

教育支援ソフトの導入により、日々、子どもに関わる教職員の「感覚・経験」や関わりも大切にしながら、客観的な視点から支援を見直すことや個の教育的ニーズに即した支援を行うことができ、保護者との共通理解も深まります。ICT ツールを活用することで、より多くの子どもに、よりよい学びの場を届けることができます。

### 3. 個別の教育支援計画と指導計画

#### ■ それぞれの役割

- ・ 教育支援計画：長期的・包括的な支援を行うための計画。保護者、関係機関と連携し、合理的配慮を記録。
- ・ 指導計画：日々の授業や活動に活かす短期的な計画。学校が中心となって作成し、保護者との共有にも活用。

両計画の作成にあたっては、まずはアセスメントを通じて、学習面・生活面・社会性などの実態把握を行います。

そのうえで、本人や保護者の希望を踏まえ、子どもの特性や困り感に応じた支援の方向性を整理し、個別の教育支援計画を作成します。

さらに、その内容をもとに、授業や学校生活の中で具体的にどのような指導や支援を行うのかを整理した個別の指導計画を作成します。

子どもの成長や変化に応じて、学期ごと、年度ごとに評価を行い、定期的に見直しながら活用します。

枚方市では、これらの計画を日々の授業や学校生活の中で活用するとともに、支援の一貫性を保つために学校内で共有し、学校全体で支援の共有化を進めています。

計画	役割	主体	期間
個別の教育支援計画	長期的・包括的な支援の方針	本人・保護者 ・学校・関係機関	中長期
個別の指導計画	授業・学校生活での具体的な指導の方針	学校中心	短期

個別の教育支援計画の一例

個別の教育支援計画		学校名	枚方市立	学校
児童生徒氏名		性別	生年月日	平成 年 月 日
保護者氏名		住所	枚方市	郵便番号
住所		電話番号		
緊急連絡先	(自宅)	作成日	年 月 日	
	( )	更新日	年 月 日	
家庭環境		学期		
障害(課題)の状況		科目	専攻	科目
(診断名等)		授業		
担当教員		関係機関		
連携・支援の体制		学習		
社会性		その他		

個別の指導計画の一例

個別の指導計画 [1学期]				作成者：養育係人
作成日：				
支援の目標				
長期目標				
短期目標				
↓				
教科/領域別の目標・指導内容				
教科・領域	今学期の目標	指導事項	指導内容・手立て	
備考				

## 個別の教育支援計画及び個別の指導計画作成・活用プロセス

どの段階でも、学校・本人・保護者とともに！

### 実態把握 (アセスメント)

- 障害の状況や教育的ニーズ
- 得意なこと、力を発揮しやすい場面
- 困りごとや困りやすい場面
- 学習面、生活面などの様子
- ご家庭の様子やこれまでの経験
- 大切にしていること、心配していること

困り感の把握や、必要な支援について、本人の意向を踏まえながら保護者と学校が一緒に考える機会となります。



### 支援の 方向性の 整理

- 学校生活の様子を丁寧にみとり、調整する  
(学習、生活、人間関係等を含む)
- 教育的なニーズを学校として整理する  
「何に困っているか」だけではなく、「どんな場面で力が出しやすいか」も大切にする
- 学校での支援内容を考える(合理的配慮を含む)
- 本人、保護者の思いや考えを聞く
- 建設的対話のもと、本人、保護者との合意形成



### 個別の 教育支援計画 作成

- 個別の教育支援計画(案)を作成し、本人、保護者合意のもと確定
- 対象児童・生徒に関わる教職員で記載内容や方法について共通理解
- 配慮の提供は全教職員、全教科となることを理解して取り組む

### 個別の 指導計画 作成

- 個別の教育支援計画をもとに、個別の指導計画作成
- 支援学級や通級指導教室での自立活動や教科指導の目標、支援方法などを設定
- 配慮の提供は全教職員、全教科となることを理解して取り組む

### 評価

### 柔軟な 見直し

- 支援を実施しながら定期的に見直しの実施  
※年度当初や年度末だけではなく、子どもの成長を踏まえた見直しを随時実施
- 本人の困り感、授業内容の理解、学習活動への参加
- 達成感、充実した学校生活、よりよい教育環境
- 配慮の内容や方法、タイミング、役割分担など
- 本人・保護者の意見の聞き取り
- 校内支援委員会・学年会・ケース会議などで検討・実施
- 成長・発達により、情報の更新や支援内容の変更がある場合は随時更新



## 4. 学びの場の移行について

枚方市では、診断書がなくても、子どもの困り感や保護者の悩みに寄り添った相談を行い、通級指導教室の利用や支援学級の途中入級に柔軟な対応をしています。子ども一人ひとりの特性理解に努めるため、医療や関係機関と連携してアセスメントを行い、適切な学びの場について柔軟に検討します。

### ■ 主な学びの場の選択肢

- 通常の学級:基本的なカリキュラムで学ぶ。
- 通級指導教室:通常の学級に在籍しながら、週に数時間、本人のニーズに応じた学び方や過ごし方の支援を受ける。
- 支援学級:通級指導教室よりも多い時間を要して、きめ細やかに本人のニーズに応じた支援を受ける。

### ■ 移行の流れと支援

- 段階的な移行を検討し、本人・保護者と丁寧に話し合いながら進める。
- 校内支援委員会などで協議し、合意形成を図る。
- 移行後も継続的な支援を行い、必要に応じて見直しを行う。

困り感があった際には、すぐに通級指導教室や支援学級の検討を行うのではなく、まずは通常の学級での配慮を充実させていくことが大切です。通常の学級の担任も、合理的配慮を踏まえた授業づくりや人間関係づくりに積極的に関わり、学びの場の移行後も子どもが安心して過ごすことができるよう、学校全体で子どもを支える体制づくりが求められます。

## 5. 校内支援委員会の役割

校内支援委員会は、通常の学級の担任や支援学級担任等子どもに関わるすべての教職員が、子どもの教育的ニーズを把握し、支援体制を整えるための大切な場です。保護者や関係機関との連携も進めながら、子ども一人ひとりに合った学びの場を検討・協議します。

この委員会は、学びの場の「最終決定機関」ではなく、本人・保護者の声を最大限尊重しながら、支援方針や目標を話し合う場です。また、教職員が一人で抱え込まず、みんなで支える体制づくりの要となります。

## 子どもにかかわるすべてのみなさまへ



すべての子どもが安心して学べるために、保護者・学校がともに子ども一人ひとりの特性を理解し、寄り添いながら支援することが大切です。

「支援が必要な子ども」ではなく、「支援を受けながら自分らしく育つ子ども」として、すべての子どもが安心して学べる環境をみんなでつくります。

## お子さまのよりよい学びの場に向けて(在校生用リーフレット)(表面)

### 学校にある多様な学びの場について

#### 通常の学級

通常の学級で教科等の学習をします。  
何らかの困り感を抱えるお子さまに対しては、学級担任、支援教育コーディネーターが本人や保護者と相談し、指導方法や教材等の工夫など必要な配慮(合理的配慮)を行い、お子さまが持つ力を十分に発揮できるようにします。



#### 通級指導教室

主に通常の学級で学習しながら、週の数時間を本校や他校の通級指導教室等に通って障害による学習上または生活上の困難を克服・改善のための学習(自立活動)の指導・支援を行います。  
友だちとのやりとりや気持ちの理解、コミュニケーションや話し方など言葉に関する学習を行います。お子さまが、通級による指導により力をつけ、通常の学級で学習にその力を発揮できることをめざします。



※通級指導教室は年度途中の利用が可能です。 ※支援学級は1年単位での設置となりますので、スケジュール例を参考に記載しております。

#### 支援学級

通常の学級でともに学び、ともに育つことを大切にしながら、個に応じて、支援学級で障害による学習上または生活上の困難を克服・改善のための学習(自立活動)や教科学習等を行います。  
支援学級では、小集団の中で生活・学習や個別の指導など、お子さま一人ひとりの障害の状態・特性に応じた指導・支援を行います。



### 支援学級入級までのスケジュール例



### ご質問の例～Q&A～

Q1: 支援学級在籍を検討する場合、申し込みの締め切り等はありますか。

A1: 支援学級は1年単位での設置となることから、次年度から在籍となることを検討する場合は、各学校で7月上旬迄に実施される個人懇談等で意向の確認を行っておりますので、それまでに支援学級に在籍を検討している旨を学校にお伝えください。なお、11月下旬に実施される個人懇談等で最終意向確認を行いますので、改めて学校にお伝えください。

Q2: 通級指導教室の利用を希望する場合、申し込みの締め切り等はありますか。

A2: 通級指導教室は、年度内のいつでも利用が可能であることから、随時学校にご相談ください。ただし、その段階での利用者数や担当者の時間調整の必要があることから、まずは学校、担当の先生とご相談ください。

Q3: 通級指導教室や支援学級で選んでいる学習の補充をしてもらえますか。

A3: 通級指導教室は、障害による学習や生活の困り感に合わせた学習(自立活動)を中心に行うこと、支援学級は、障害による学習や生活の困り感に合わせた学習(自立活動や教科学習)等を行うことを目的としていることから、いずれの学びの場においても単に各教科の内容を補充的に指導することはありません。まずはお子さまの困り感について学校にご相談ください。

Q4: 学びの場の変更をした場合、次年度以降に学びの場の変更は可能ですか。

A4: 毎年、学びの場を変更することは、児童・生徒にとって望ましいとは考えません。しかし、障害による学習上又は生活上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うことが必要であるため、障害の状態の変化に応じて、一度、退級し、再度、支援学級に入籍することも可能性として想定されます。なお、通級指導教室については、年度内の途中利用も可能ですので、学校にご相談ください。

Q5: 中学校への進学時、支援学級や通級指導教室の利用を検討するために中学校の情報を得たいのですがどこで聞けますか。

A5: 小学校は校区の中学校と連携していますので、小学校を窓口としてご相談ください。なお、学校における合理的配慮や教室環境などについても、小学校を通じて、進学先の中学校へご相談ください。

担当課: 枚方市教育委員会/学校教育課/支援教育課 TEL050-7105-8048 (代表)

## お子さまのよりよい学びの場に向けて(在校生用)

枚方市では、すべての子どもたちが、地域とともに育ち合うよう『ともに学び、ともに育つ』教育の充実に努めています。

現在、校区の学校に通学されているお子さまの様子で気になることや学校での生活や学習について相談をしたいと思われることがありましたら、学校へご相談ください。お子さまの困り感を見取るため、感覚や運動画、学習の状況、行動画、スキルの状況などを学校と保護者が協力してアセスメントを行い、現在のお子さまの状況について共通理解を取ります。

通常の学級では、基本的な取組に加えて個に応じた教育的ニーズに応えるよう教室環境、授業づくりに取り組みます。そのうえで、学校はお子さまと保護者のご意向を伺いながら通常の学級における合理的配慮について検討してまいります。

教室環境における基本的な環境整備及び合理的配慮を踏まえたうえで、『通常の学級でともに学び、ともに育つ』ことを大切にしながら、個に応じて、通級指導教室や支援学級で障害による学習や生活の困り感に合わせた学習(自立活動)等を行います。

### お子さまの様子で 気になることはありませんか？

- ・おともだちとのトラブルやけんかが多い気がする…
- ・自分の気持ちを言葉にするのが苦手なのかも…
- ・とても元気だけど、少し落ち着かないように思うけど…
- ・せまいところから出てこないことがあるけど…
- ・話す言葉が一方的に感じるけど…
- ・言葉が早いように感じるけど…
- ・発音が聞き取りにくく感じるかも…
- ・笑顔が少ないなあ…
- ・少し恐ろしい気がするけど…
- ・気持ちの切り替えが苦手なのかな…



### 学校に相談してください

#### 学校での相談窓口



- ・学級担任
- ・支援教育コーディネーター
- ・通級指導教室担当
- ・教頭

お子さまの学校生活や学習の困り感について気づかれたことを具体的にご相談ください。

一人ひとりの状況や特性等に応じて、その個性や能力が十分に発揮できる教育環境や支援のあり方について、お話をさせていただきます。

### 通常の学級における環境整備と合理的配慮の提供について

枚方市では、「ともに学び、ともに育つ」教育を推進しています。配慮が必要なお子さまが、可能な限り通常の学級で「ともに学び、ともに育つ」ために、教室の環境を整え、合理的配慮を検討します。障害の状況は困り感に応じて学校に相談してください。

#### 合理的配慮の一例 (障害の状況は困り感に応じて学校に相談してください)



読むことに困難さがみられる場合  
→タフレットによる読み上げ機能の活用



気持ちの切り替えに困難さがみられる場合  
→別室などのクールダウンスペースの活用



大きな音が苦手な場合  
→イヤーマフ(耳栓等)の活用

枚方市教育委員会

# お子さまのよりよい学びの場に向けて(在校生用)



## 学校と保護者がお子さまの様子を共有



- ・おともだちとのトラブルが多い気がする…
- ・気持ちを言葉にするのが苦手なかも…
- ・少し落ち着きがないように思うけど…
- ・話す言葉が一方向的に感じるけど…
- ・言葉が幼いように感じるけど…
- ・発音が聞き取りにくく感じるかも…
- ・少し怒りっぽい気がするけど…
- ・気持ちの切り替えが苦手なかも…

### そんなときは…

お子さまの様子で気になることや学校での生活や学習について相談をしたいと思われることがありましたら、学校へご相談ください。

### 学校での相談窓口

- ・学級担任
- ・支援教育コーディネーター
- ・通級指導教室担当
- ・教頭



## 学校へ相談

お子さまの学校生活や学習の困り感について気づかれたことを具体的にご相談ください。

一人ひとりの状況や特性等に応じて、その個性や能力が十分に発揮できる教育環境や支援のあり方について、お話をさせていただきます。



## アセスメントの実施 ～子どもの困り感を見取る～

### アセスメントについて

様々な観点からアンケート等を用いて困り感の見取り(アセスメント)を行います。

- ・感覚や運動面
- ・学習の状況
- ・行動面
- ・スキルの状況



通常の学級での基本的な取組をもとに、お子さまの困り感に寄り添って通常の学級における教室の環境を見直します。

### 必要に応じて

各関係機関や専門家と連携を図ります。  
病院・大学・心療・支援学校療育など



お子さまの  
意見と納得感を大切に

## 通常の学級での配慮

### 学校での情報共有について

アセスメント内容を学校内で情報共有し、お子さまに関わるすべての教員がお子さまの対応について共通理解を図ります。

### 通常の学級での配慮について

通常の学級では、基本的な取組に加えて個に応じた教育的ニーズに応えるよう教室環境、授業づくりに取り組みます。

たとえば…

### 合理的配慮の一例

読むことに困難さがみられる場合  
→タブレットによる読み上げ機能の活用

気持ちを切り替えに困難さがみられる場合  
→別室などのクールダウンスペースの活用

大きな音が苦手な場合  
→イヤーマフ(耳栓等)の活用

## 通級指導教室

### 通級指導教室について

主に通常の学級で学習しながら、週の数時間を自校や他校の通級指導教室に通って障害による学習や生活の困り感に合わせた学習(自立活動)を行います。

### 計画の作成・確認

- ・個別的教育支援計画
  - ・個別の指導計画
- お子さまの教育的ニーズを的確に把握し、教育の視点から適切に対応していくための資料となります。



### 困り感の解消

たとえば…  
障害の状況を理解  
困り感の対応を習得  
自分に合った学び方を習得  
合理的配慮を理解

### 通級指導教室を退室

すべての時間をともに学ぶために通常の学級へ

## 支援学級

### 支援学級について

通常の学級でともに学び、ともに育つことを大切にしながら、個に応じて、支援学級で障害による学習や生活の困り感に合わせた学習(自立活動や教科学習)等を行います。

### 困り感の改善

たとえば…  
障害の状況を理解  
困り感の対応を習得  
自分に合った学び方を習得  
合理的配慮を理解

- ・支援学級を退級
- ・通級指導教室や通常の学級で実践

通常の学級での過ごし方をイメージし、通常の学級でより多くの時間をともに学ぶために通級指導教室へ

### 学びの場の再検討について

お子さまの発達状況に応じて、学びの場の検討が必要になった場合は、学校に相談していただきますと、適切にアセスメントを行ってまいります。



## 通常の学級での基本的な取組とは？

### 教室は…

ユニバーサルデザイン  
たとえば…  
整理整頓が基本  
学びやすい環境づくり  
集中できる環境づくり  
黒板の周りはスッキリ



### 先生は…

個別の理解と対応  
認め合える人間関係づくり  
スケジュールを見える化  
ポジティブな声掛け  
家庭との連携

### 授業は…

ユニバーサルデザイン  
タブレットを効果的に活用  
個別最適な学び  
協働的な学び  
思考力、表現力の育成

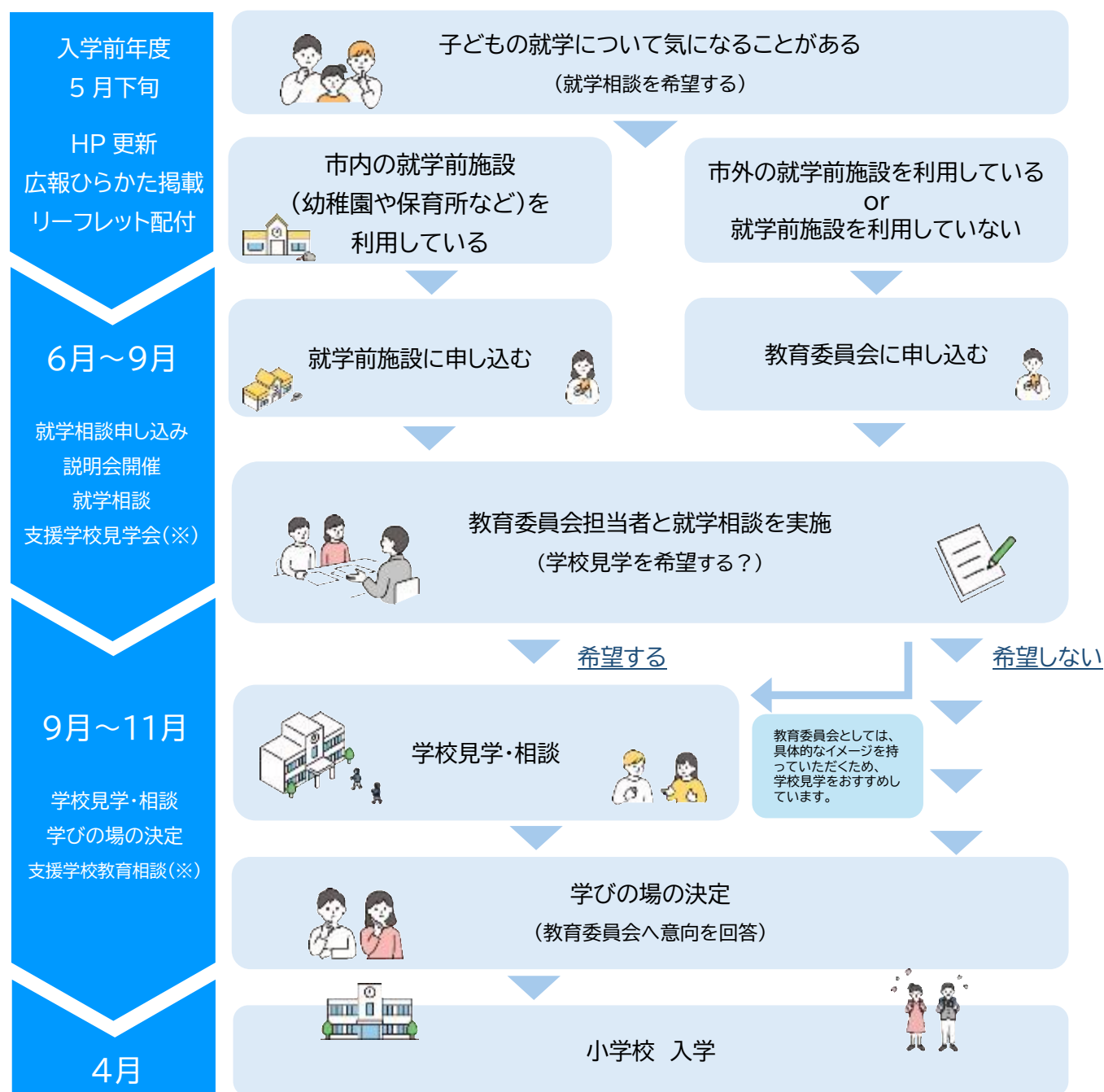
## 7

## 就学相談と支援体制の充実

## 小学校入学に向けての就学相談とは？

小学校に入学する多様な支援が必要な子どもにとって、どの学びの場が最も適しているかを一緒に考える場です。保護者・学校・関係機関が連携し、子どもの特性や希望を踏まえて、通常の学級・通級指導教室・支援学級・支援学校などを検討します。

## 就学相談 フローチャート



※府立支援学校へ就学される場合は、教育委員会の「就学相談」とは別に、  
府立支援学校の「見学会」・「教育相談」への参加が必要です。

## 就学前の学校見学のすすめ

～納得して選ぶために、見て・聞いて・感じる～

就学前の学校見学は、本人と保護者が「この学校で学びたい」と納得して選ぶための大切な機会です。学校も、見学の受け入れや丁寧な説明を通して、安心して就学を迎えられるよう支援しています。

### ■ よりよい就学先を選ぶために

実際に学校を見学することで、教育内容や支援体制を理解し、複数の選択肢(通常の学級・通級指導教室・支援学級・支援学校など)の中から、本人にとってよりよい学びの場を選ぶ判断材料になります。

### ■ 学校への安心感と信頼感

学校の雰囲気や対応など、子どもたちの様子を直接見ることで、保護者の不安が和らぎ、学校との信頼関係を築くことができます。

### ■ 支援体制の理解と不安の解消

支援教育コーディネーターや個別の教育支援計画など、学校の支援体制について説明を受けることで、保護者の疑問や不安が解消され、安心して就学を迎えることができます。

### ■ 早期の連携・支援の第一歩

見学の機会は、保護者と学校との信頼関係のスタート地点でもあります。早期の情報共有が、就学後の個別対応や支援体制の準備に役立ちます。







枚方市  
就学相談の HP



### 枚方市の取組

- ・ 早期の情報提供:市のホームページなどで就学までの流れをわかりやすく案内
- ・ 丁寧な説明:保護者が安心して選択できるよう、個別のニーズに応じた説明
- ・ 意向の尊重:本人・保護者の思いを大切にした相談体制
- ・ 柔軟な対応:就学後も必要に応じて学びの場の変更が可能
- ・ 寄り添う姿勢:不安や悩みに寄り添いながら、納得のいく選択を支援

## 学校にある多様な学びの場について

<p><b>通常の学級</b></p> <p>通常の学級で教科等の学習をします。</p> <p>何らかの困り感を抱えるお子さまに対しては、学級担任、支援教育コーディネーターが本人や保護者と相談し、指導方法や教材等の工夫など必要な配慮(合理的配慮)を行い、お子さまが持っている力を十分に発揮できるようにします。</p> 	<p><b>通級指導教室</b></p> <p>主に通常の学級で学習しながら、週の教時間を自校や他校の通級指導教室等に通って障害による学習上または生活上の困難を克服・改善のための学習(自立活動)の指導・支援を行います。</p> <p>友だちとのやりとりや気持ちの理解、コミュニケーションや話し方など言葉に関する学習を行います。お子さまが、通級による指導により力をつけ、通常の学級で学ぶ際にその力を発揮できるように目指します。</p> 	<p><b>支援学級</b></p> <p>通常の学級でともに学び、ともに育つことを大切にしながら、個に応じて、支援学級で障害による学習上または生活上の困難を克服・改善のための学習(自立活動)や教科学習等を行います。</p> <p>支援学級では、小集団の中で生活・学習や個別の指導など、お子さま一人ひとりの障害の状態・特性に応じた指導・支援を行います。</p> 	<p><b>府立支援学校</b></p> <p>お子さま一人ひとりの障がいの状態・特性に応じたきめやかな指導・支援を行います。</p> <p>実際の体験を重視した学習を行うなど、日常生活に必要な力や将来の自立した生活に必要な力を身に付けます。</p> <p>詳しくお話を聞きたい場合は、まず枚方市教育委員会へご相談ください。</p> 
--	--	--	---

※就学相談では、お子さま一人ひとりの状況や特性等に応じて、その個性や能力が十分に発揮できる学びの場についてご相談できます。

## 説明会を実施します ~枚方市の支援教育について~

### ▶開催日時

- ①令和7年(2025年)6月9日(月)15:30~17:00
- ②令和7年(2025年)6月11日(水)10:00~11:30
- ③令和7年(2025年)6月14日(土)10:00~11:30



申込はこちら

- ・3日間とも内容は同じです。
- ・就学相談でもご説明しますので、説明会に必ず参加しないといけないわけではありません。
- ・参加を希望される方は、QRコードよりお申し込みください。(欠席連絡は不要です。)

### ▶開催場所

輝きプラザきらら 7F たまゆらイベントホール  
〒573-1159 枚方市車塚1-1-1  
(駐車場・駐輪場あり)



## 就学相談時のご質問の例 ~Q&A~

**Q1:保護者との面談の日時や場所は、どのようにして決まりますか。**

**A1:**保護者の方との面談については、原則として7月から9月に利用している園所で実施します。詳しい日時は、利用している園所を通じて調整します。就学前施設を利用していない方は輝きプラザきららで面談を行いますので、支援教育課までご連絡ください(050-7105-8048)。

**Q2:府立支援学校への就学を希望する場合は、どのようにすればよいですか。**

**A2:**府立支援学校へ就学を希望する場合は、枚方市教育委員会の「就学相談」と、府立支援学校の「学校見学会」及び「教育相談」の参加が必要です。就学相談時に必ず枚方市教育委員会の担当職員にお伝えください。



**Q3:面談時に持っていくものはありますか。**

**A3:**園所から配布される「相談シート」(就学相談HPからも取り出し可能)に必要な事項を記入していただき、相談日当日、ご持参ください。また、お子さまの状況が分かるような参考となる資料がありましたらお持ちください。(資料については、ご提出の必要はありません)

担当課：枚方市教育委員会／学校教育部／支援教育課 TEL050-7105-8048 (代表)

## お子さまのよりよい就学にむけて

令和8年(2026年)4月に、小学校1年生となるお子さまで、心身の発達等に心配や不安があり、学校生活において教育的配慮を必要としているお子さまの保護者の方を対象に就学相談を行います。

枚方市では、すべての子どもたちが、地域とともに育ち合うよう「ともに学び ともに育つ」教育の充実に努めています。

## お子さまの様子で 気になることはありませんか？

- ・おともだちとのトラブルやけんかが多い気がする…
- ・自分の気持ちを言葉にするのが苦手なのかも…
- ・とても元気だけど、少し落ち着きがないように思うけど…
- ・せまいところから出てこないことがあるけど…
- ・話す言葉が一方的に感じるけど…
- ・言葉が幼いように感じるけど…
- ・発音が聞き取りにくく感じるかも…
- ・笑顔が少ないな…
- ・少し怒りっぽい気がするけど…
- ・気持ちの切り替えが苦手なのかな…



## ▶就学相談を受けませんか？

就学相談では、一人ひとりの状況や特性等に応じて、その個性や能力が十分に発揮できる学びの場や教育環境、支援のあり方について、枚方市教育委員会の担当職員と相談をすすめていきます。

校区の小学校の支援学級への入級や府立支援学校への就学を検討している方は必ずお申し込みください。



就学相談HP  
(説明会で使用する資料もあります)

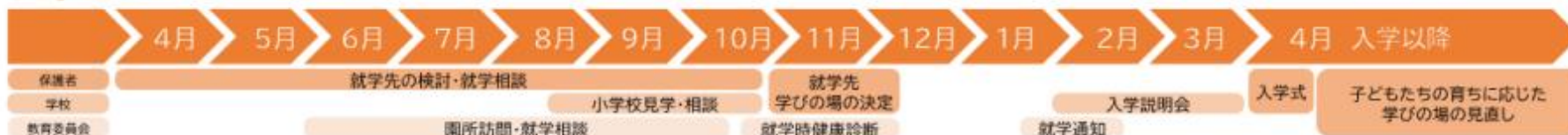
## 就学までのスケジュール

4月	・就学前施設(幼稚園・保育所)等へのご相談
5~7月	・就学相談の受付
6~7月	・説明会~枚方市の支援教育について~
7~9月	・枚方市教育委員会担当者との面談(就学相談)
10月	・校区の小学校見学会
10月	・就学時健康診断
11月	・就学先の意向の最終確認
11月	・枚方市教育委員会による就学先の決定
11月	・就学通知の送付
2月	・各学校の入学説明会
3月	・入学式



枚方市教育委員会

## 入学までのスケジュール



### お子さまの様子を共有

お子さまの様子で気になることや就学先について相談をしてみたいと思われることがありましたら、利用している園所等を通じて就学相談の依頼をお願いします。

また、枚方市の支援教育について説明を聞いてみたいと思われる方は、説明会にご参加ください。そのうえで、就学相談を申し込むことも可能です。ご希望される方は、園所等を通じて申し込みをお願いします。

- ・気持ちを言葉にするのが苦手なかも…
- ・少し落ち着かないように思うけど…
- ・言葉が幼いように感じるけど…
- ・発音が聞き取りにくく感じるかも…
- ・少し怒りっぽい気がするけど…
- ・気持ちの切り替えが苦手なかな…



### 説明会

#### 就学相談

一人ひとりの状況や特性等に応じて、その個性や能力が十分に発揮できる教育環境や支援のあり方について、枚方市教育委員会の担当職員と相談。

校区の小学校の支援学級への入級や支援学校への就学を検討している方は必ずお申し込みください。



就学相談HP  
(説明会で使用する資料もあります)



### 説明会

#### 枚方市の支援教育について

枚方市の支援教育の概要や、多様な学びの場についての説明をさせていただきます。(本説明会への参加は必須ではありません。)

#### 日時

6月9日(月) 15:30~17:00  
6月11日(水) 10:00~11:30  
6月14日(土) 10:00~11:30

参加を希望される方は、QRコードよりお申し込みください。



申込はこちら

### 小学校見学相談等

就学相談を受けていただいた方は、その旨を枚方市教育委員会から学校にお伝えしますので、「就学相談を受けました。」とお伝えください。

※学校の様子を知りたい場合や、学習等で学校に相談したい内容がある場合も、地域(校区)の学校にお問い合わせください。



### 就学先 学びの場の決定

#### 地域の小学校

- ・通常の学級
- ・通級指導教室
- ・支援学級

#### 府立支援学校

就学先の決定は、園所訪問でのお子さまの様子や保護者のご意向等を踏まえ、枚方市教育委員会が行います。

### 就学時健康診断

「市ホームページ」「広報ひらかた」等でご案内しております。別途、担当課よりご自宅に案内が届きます。



### 就学通知

送付された就学通知に記載されている学校が就学先となります。

※就学通知には、通級指導教室や支援学級等の利用についての記載はありません。  
※府立支援学校に就学される場合は、府教育委員会より就学通知が送付されます。

### 入学説明会

送付された就学通知を学校にご持参いただきますと、学校より入学説明会等の資料や情報提供があります。

### 入学



### 多様な学びの場

#### 地域の小学校

- ・通常の学級
- ・通級指導教室
- ・支援学級

#### 府立支援学校

入学後も、お子さまの育ちにに応じて学びの場の見直しをしていきます。可能な限り通常の学級で「ともに学び、ともに育つ」ことを大切にしながら、個に応じた適切な学びの場をご相談のうえ決定してまいります。

発達検査の結果等、お子様の状況がわかるものがある場合は、学校に提供をお願いします。

## 8

## 通常の学級での支援・配慮の充実

～すべての子どもが安心して学べる教室づくり・ともに学び、ともに育つ学級づくり～

教室では、多様な特性・背景をもつ子どもたちが学んでいます。すべての子どもが安心して学べるように、教室環境や授業づくりを工夫することは、支援を必要とする子どもだけでなく、学級全体の学びを豊かにします。だからこそ、「まちがっても大丈夫」「自分らしくていいよ」と伝えることが大切です。安心できる環境が、子どもの学びと成長の土台になります。

通常の学級における支援は、特別なものではなく、すべての子どもが学びやすくなるユニバーサルな支援です。安心できる教室づくりの積み重ねが、子どもの成長を支え、学級全体の学びの質を高めていきます。

## 1. 安心できる環境づくり

安心感のある教室は、子どもたちが挑戦する力を育みます。

工夫の例	目的
スケジュールを視覚的に提示する「やることリスト」	見通しを持ち、安心して過ごす
クールダウンスペースの設置	気持ちを落ち着ける場所や時間を確保する
「失敗しても大丈夫」のメッセージ	自信をもって挑戦できる雰囲気をつくる
掲示物の整理	集中できる環境を確保する
イヤーマフやパーテーション	感覚過敏に対応した個別支援をする



## 2. 仲間とともに学ぶ授業づくり

互いに学び合う教室をつくります。

取組の例	目的
仲間と協力し合う学習を実施する	個々の「わからない」を共有する時間をつくる
意図的に意見交換の機会やルールを設ける	子どもどうしで理解を深める
それぞれが得意な学習スタイルを活かす場の設定	身につけた力を発揮する
タブレットを活用し、図・写真・カードによる非言語の意思表示	話すことが苦手な子も参加できる



### 3.わかりやすい指示とフィードバック

明確さと肯定的な関わりは、子どもたちの安心につながります。

工夫の例	目的
短く段階的で明確な指示と視覚支援 (板書・図・チェックリスト)	迷わず行動できる
小さな頑張りへの声かけ	自信と意欲を育む
選択式ワークなど、量や難易度の調整 「できたことカード」などで成功体験の機会をつくる	成功体験を見える化し、自己肯定感を育む



### 4.ソーシャルスキル支援

コミュニケーション力は、日々の積み重ねで育ちます。

取組の例	目的
小グループ活動でロールプレイを行う	自然なコミュニケーションを育む
ピアサポート(仲間どうしの助け合い)の実施 距離感やパーソナルスペースを学ぶ 言葉にしづらい気持ちを表現する時間を作る	ロールプレイなどを通して社会的スキルを育む
気持ちを表すカードや「伝え方カード」を活用	気持ちを振り返ることで自己理解を育む



## 5. 保護者・学校との連携

学校と保護者が同じ方向を見ることで、子どもはより安定します。

取組の例	目的
必要に応じた面談・懇談会の実施	学校と保護者が連携して子どもを支える
「個別の教育支援計画」など作成時の保護者の参画	学校と家庭の一貫した支援の基礎をつくり適切に引き継ぐ
保護者との連絡シートで子どもの様子を共有	成功場面を保護者へフィードバックする
校内ケース会議などを定期化	成長を定期的に確認する



## 6. 合理的配慮と一人ひとりを大切にした学びと支援

一人ひとりの必要に応じた調整を行うことで、学びの保障につながります。

配慮の例	目的
テストの時間延長	落ち着いて取り組めるようにする
プリントの文字を大きくする	読みやすく、理解しやすくする
ペア・グループ学習	一人での学習の不安を和らげる
宿題の量や難易度の調整	安心して取り組めるようにする
タブレットの読み上げ機能、辞書機能の活用	読み書きの負担を減らし、学習に参加しやすくする



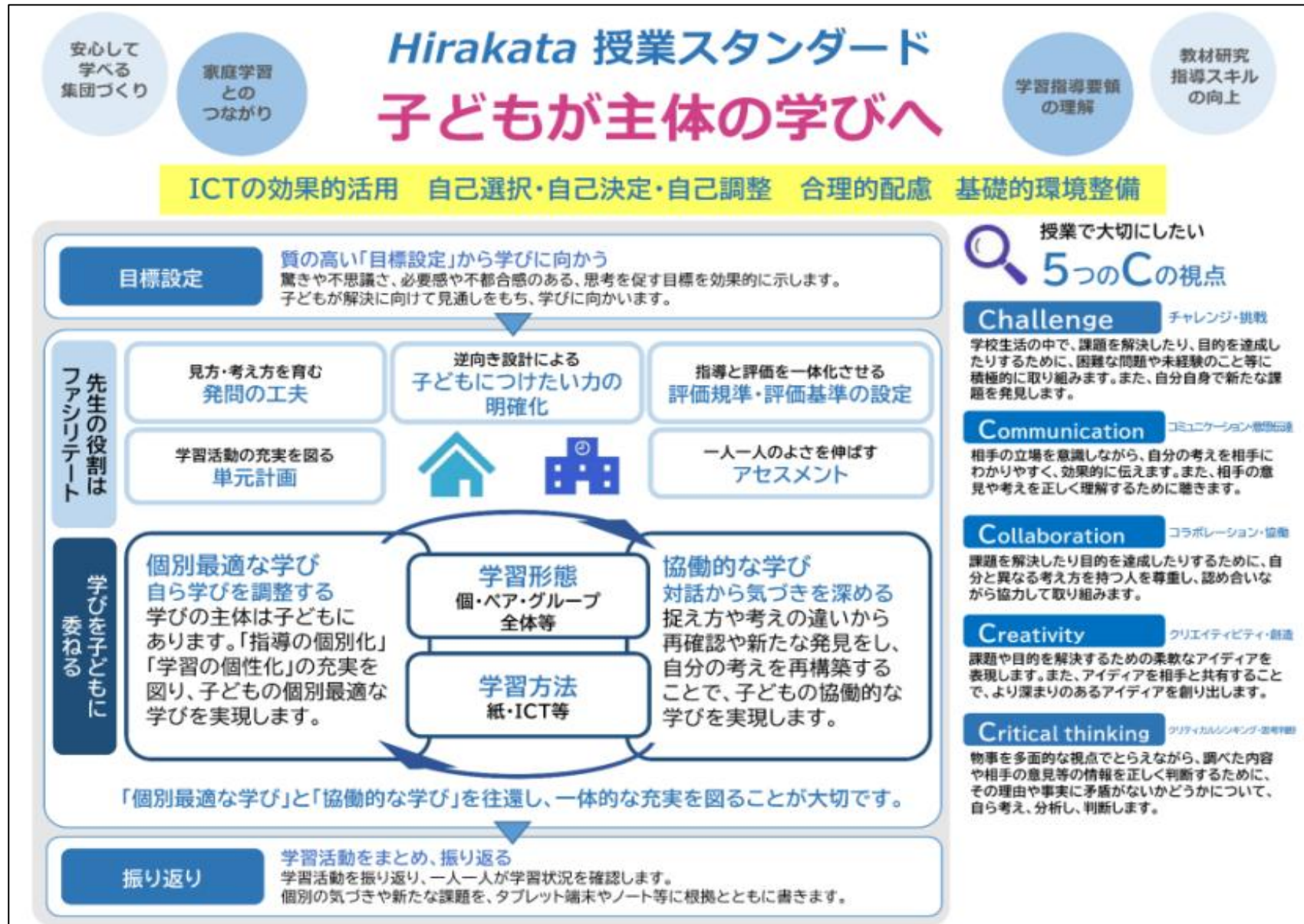
## 7.教職員の学び合いと研修

- ・支援教育に関する実践交流や研修を充実
- ・教職員全体で支援の質を高める

対象	研修の内容とねらい
支援教育 コーディネーター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援教育コーディネーターの役割についての理解</li> <li>・個別の教育支援計画・個別の指導計画の活用</li> <li>・関係諸機関との連携</li> <li>・各校園の支援体制の充実</li> <li>・幼児・児童・生徒のアセスメントについての理解</li> <li>・支援教育コーディネーターを中心とした学校全体の支援体制の充実</li> </ul>
通級指導教室 担当者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通級指導教室による指導（自立活動）の理解</li> <li>・多様な背景をもつ児童・生徒への支援体制の充実</li> <li>・通級指導教室の充実</li> <li>・吃音などの言語障害についての理解</li> <li>・実践的指導力の向上</li> </ul>
支援学級担任 及び希望者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・インクルーシブ教育についての理念を理解</li> <li>・支援教育についての理解</li> <li>・各校園の支援体制の充実</li> <li>・子どものみとりや適切な支援のあり方の理解</li> <li>・授業づくりの実践指導力の向上</li> <li>・愛着障害を抱える子どもたちの理解</li> <li>・支援教育の実践的指導力の向上</li> </ul>
府費講師 市費講師	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ともに学び、ともに育つ」教育の充実</li> <li>・インクルーシブ教育の理念及び合理的配慮についての理解</li> </ul>
小中学校初任者 (1年目) 小中学校教員 (2・3・4・5・6・7・ 8・9・10年目)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・インクルーシブ教育の理念を踏まえた「ともに学び、ともに育つ」教育の充実</li> <li>・支援教育に関する基礎的な知識と理解（通級指導教室を含む）</li> <li>・人権教育の現状と課題について</li> <li>・人権尊重の精神に徹した教育の推進</li> <li>・子どもの人権を保障</li> <li>・豊かな人権感覚を育むための集団づくりにおける具体的方策の理解</li> <li>・インクルーシブ教育の理念を理解</li> <li>・「ともに学び、ともに育つ」教育の実践</li> <li>・インクルーシブ教育の理念を踏まえた教育活動についての理解</li> <li>・子ども一人ひとりが大切にされた教育の推進</li> </ul>

※上記内容は令和7年度に実施された研修内容です。

8.Hirakata 授業スタンダード



### ICTの効果的活用

ノートや鉛筆のように、タブレット端末を「文房具」のひとつとして活用しています。特性を生かして、情報の整理や意見の共有が容易になり、学習活動がより深く、広がりのあるものになるよう取り組んでいます。

### 合理的配慮

一人ひとりの教育的ニーズに応じた学びを大切にすることで、困り感に気づき、全体の指導だけでなく、それぞれの子どもに合わせた「ちょっとした工夫や配慮」で安心して学べる環境づくりに取り組んでいます。

### 個別最適な学び

子どもたちは、興味・関心、理解の早さ、得意・不得意などがそれぞれ異なります。子ども一人ひとりの違いを大切にしながら、それぞれのペースや関心に応じた個別最適な学びの実現をめざします。

### ファシリテーター(子どもの伴走者)

これまでの授業では先生が一斉に教えることが中心でしたが、今は子ども主体の学びが重視されています。先生は知識を教える存在から、学びを支える伴走者の役割へと変わりつつあります。

### 協働的な学び

対話を通じて「そういう考え方もあるんだ」と気づく場面を作ることで、自分の考えを深めたり、新しいアイデアを生み出したりすることができるとともに、他者を尊重しながら学ぶ力や協力する力を育てます。



### 基礎的環境整備 (ユニバーサルデザイン)

みんなが使いやすい、わかりやすい、過ごしやすいように工夫された学校の基礎的環境により、すべての子どもたちが大切にされていると感じる学校環境の整備に取り組んでいます。

### 自己選択・自己決定・自己調整

子どもたちが、「誰と学ぶのか・1人で学ぶのか」や「紙を使うのか・タブレット端末を使うのか」などを、自分で選んで決める機会を作ることで、学習を「自分ごと」として捉え、主体的に学習に取り組めるよう環境を整えています。

### ICTの効果的活用

ノートや鉛筆のように、タブレット端末を「文房具」のひとつとして活用しています。特性を生かして、情報の整理や意見の共有が容易になり、学習活動がより深く、広がりのあるものになるよう取り組んでいます。

### 合理的配慮

一人ひとりの教育的ニーズに応じた学びを大切にする中で、困り感に気づき、全体の指導だけでなく、それぞれの子どもに合わせた「ちょっとした工夫や配慮」で安心して学べる環境づくりに取り組んでいます。



### 基礎的環境整備 (ユニバーサルデザイン)

みんなが使いやすい、わかりやすい、通じやすいように工夫された学校の基礎的環境により、すべての子どもたちが大切にされていると感じる学校環境の整備に取り組んでいます。

### 自己選択・自己決定・自己調整

子どもたちが、「誰と学ぶのか・1人で学ぶのか」や「紙を使うのか・タブレット端末を使うのか」などを、自分で選んで決める機会をすることで、学習を「自分ごと」として捉え、主体的に学習に取り組めるよう環境を整えています。

### 個別最適な学び

子どもたちは、興味・関心、理解の早さ、得意・不得意などがそれぞれ異なります。子ども一人ひとりの違いを大切にしながら、それぞれのペースや関心に応じた個別最適な学びの実現をめざします。

### ファシリテーター(子どもの伴走者)

これまでの授業では先生が一斉に教えることが中心でしたが、今は子ども主体の学びが重視されています。先生は知識を教える存在から、学びを支える伴走者の役割へと変わりつつあります。

### 協働的な学び

対話を通して「そういう考え方もあるんだ」と気づく場面を作ることで、自分の考えを深めたり、新しいアイデアを生み出したりすることができることも、他者を尊重しながら学ぶ力や協力する力を育てます。

## 通級指導教室はこんなところですよ！

通級指導教室は、通常の学級に在籍しながら、週に数時間、本人のニーズに応じた学び方や過ごし方の支援を行う学びの場です。子どもたちの困り感は、本人の課題だけでなく、「環境とのミスマッチ(障壁)」とも捉えられます。診断や障害名に捉われず、本人の「今の困り感」に寄り添い、障壁を解消する工夫をともに探す支援を大切にしています。今の困り感に向き合えることで自分自身と向き合う時間となり、「こうすればできる」「自分の学び方はこれだ」という学びを大切にしながら、身につけた力を通常の学級で活かせるように、通級指導教室と通常の学級が連携して支援しています。

### ■ こんな“困り感”はありませんか？

子どもの様子	通級指導教室での支援内容	期待される変化
一斉授業の形式や、周囲の刺激が多い環境では、集中を維持し続けることが難しい。	個別の落ち着いた空間で、視覚的なスケジュール表などを用いて、自分自身で行動を管理・コントロールする練習をします。	自分の特性を理解し、通常の学級でも見通しを持って落ち着いて過ごせる時間が増えていきます。
読み書きが苦手で、勉強がつらく感じる。	タブレットの活用など、本人の強みを生かせる「自分に合った学び方」を見つけます。	「できた！」という経験が増え、学習への意欲と自信につながります。
集団のルールや言葉のやり取りに不安を感じている。	安心できる人数で、相手の気持ちを推測し、伝える練習をします。	周囲との良好な関係を築くことができるようになり、学校生活が楽しくなります。

### ■ 具体的な指導事例

#### 事例①:小学校低学年(学習困難)

- ・ 課題:文字の読み書きに困り感があり、学習に対して強い苦手意識と意欲の低下が見られる。
- ・ 目標:自分に合った学び方(タブレットなどの活用)を見つけ、意欲的に学習に取り組む。
- ・ 支援内容:読み書きを補完するタブレット教材の活用や視覚的な手掛かり(写真や図解)を積極的に取り入れ、「できた！」という成功体験を積み重ねることで自己肯定感を育む。

#### 事例②:小学3年生(ADHD 傾向)

- ・ 課題:授業中に注意がそれやすく、離席や衝動的な行動によって学習に集中することが難しい。
- ・ 目標:活動の見通しを持ち、自分の感情や行動をコントロールするスキルを身に付ける。
- ・ 支援内容:個別に「見通しカード」を用いた活動の整理や、感情のクールダウンの方法を練習し、通常の学級でも落ち着いて過ごせるような自己調整力を養う。

### 事例③:中学2年生(情緒面の課題)

- ・ 課題:相手の意図を汲み取ることが苦手で、対人関係においてトラブルや攻撃的な言動が生じやすい。
- ・ 目標:相手の視点や気持ちに気づき、状況に応じた適切なコミュニケーションが取れるようになる。
- ・ 支援内容:すごろくやロールプレイを通じ、学校生活で起こりうるトラブルへの対処を疑似体験する。相手の気持ちを推測する練習を重ね、協調的な人間関係の構築をめざす。

### 事例④:中学1年生(社会性の課題)

- ・ 課題:複雑な集団ルールの中で、相手の立場を想像することが難しく、感情的な発言が多い。
- ・ 目標:自分の感情の傾向を理解し、自分に合った伝え方やリラックス方法を身に付ける。
- ・ 支援内容:アンガーマネジメントや自己理解を深める活動を通じて、困り感のサインを共有する。

## ■ 保護者の声

- ▶ 「最初は不安でしたが、先生が丁寧に説明してくれて安心しました。」
- ▶ 「通級指導教室で学んだことを家でも話してくれるようになり、成長を感じています。」

## ■ どうすれば利用できるの？

1. 在校生は、学校にいる学級担任や支援教育コーディネーターに相談
2. 就学児は就学相談で教育委員会がサポート
3. 必要に応じて、教育相談や関係機関とも連携

## 子どもにかかわるすべてのみなさまへ



～子どもの「困り感」に寄り添う支援教育のかたち～

子どもたちはそれぞれ、得意なこともあれば、苦手なこともあります。

「みんなと同じようにできない…」そんな思いを抱えている子どもに、そっと手を差し伸べるのが通級指導教室です。この教室では、子どもたちが自分らしく学び、成長できるように、通級指導教室担当の先生が一人ひとりに合わせた支援を行います。「できた！」という小さな成功体験が、子どもの自信につながり、やがて社会の中で自立していく力になります。

通級指導教室は、特別な場所ではありません。それは、子どもが「自分らしく生きる力」を育む、もうひとつの学びの場です。子どもの困り感に寄り添い、一緒に悩み、一緒に考え、一緒に歩んでいきます。

## 支援学級はこんなところです！

支援学級は、通常の学級でともに学び、ともに育つことを大切にしながら、子ども一人ひとりの特性を尊重し発達段階に応じた成長と自立をめざして、通級指導教室よりも多い時間を要して、きめ細やかに本人のニーズに応じた支援を行う学びの場です。

最大の目的は、本人が直面している障害による学習上または生活上の困り感を解消していき、本来の力を発揮しながら「自分らしく生きる力」を育むことです。例えば、周囲との関わりに不安がある場合には、安心できる交流の仕方を一緒に考えたり、特定の学習でつまづく場合には下学年の内容で学ぶなど一人ひとりの進度に合わせてじっくり指導をしたりしています。

### ■ こんな“困り感”はありませんか？

子どもの様子	支援学級での支援・指導内容	期待される変化
教科書の内容や言葉だけの説明では理解が難しく、学習に苦手意識を感じている。	必要に応じて下学年の内容を学習するなど、実物や視覚情報を使い、スモールステップで「わかった！」を実感できる学習内容にします。	学びの楽しさを知ること、自分なりの理解の仕方を身につけ、自信が育まれます。
移動・姿勢の困難さがある。 (例:座っているのがつらい、歩行が不安定)	適切な姿勢保持椅子の活用や移動補助具の整備と安全な使用について学びます。	学習や生活における安定した姿勢の確保や、安全な移動と疲労の軽減により活動範囲が拡大します。
多人数の中では刺激が多く、本来の力を発揮しにくい。	本人の安心感を最優先に少人数での刺激の少ない環境を整えます。	自分のペースで活動に集中できる時間が増えていきます。

### ■ 具体的な指導事例

事例①:小学4年生(肢体不自由児学級在籍)

- ・ 課題:姿勢の保持や移動に負担があり、学習や集団活動への参加に障壁がある。
- ・ 目標:身体の負担を軽減し、本人の持つ力が発揮できる環境で集団活動を楽しむ。
- ・ 支援内容:理学療法士の助言に基づき、無理なく体を動かす機会を設け、関節の可動域を広げるストレッチを行う。

事例②:小学6年生(知的障害学級在籍)

- ・ 課題:抽象的な概念を理解したり、学習した知識を実際の生活面で活かしたりすることに難しさがある。
- ・ 目標:具体的な体験や生活場面での実践を通じ、自分に自信をもって「できること」を広げる。
- ・ 支援内容:本人の理解度やペースに合わせ、生活場面に即した具体的な教材への調整や反復学習を継続的・段階的に行う。

### 事例③：中学1年生(自閉症・情緒障害学級在籍)

- ・ 課題：選択性緘黙<sup>かんもく</sup>のため、大人数の中では心理的障壁が高く、学習や集団生活へ参加しにくい。
- ・ 目標：安心できる場所(支援学級)があることで情緒を安定させ、自分を表現できる機会や仲間との関わりを広げる。
- ・ 支援内容：小集団での配慮あるコミュニケーション支援を行い、本人が「ここでは自分を出しても大丈夫」と思える居場所を確保する。

#### ■ 保護者の声

- ▶ 「小集団で人と関わることに慣れ、通常の学級でも安心して過ごすことができます。」
- ▶ 「支援学級で学んだことが、学校だけでなく家庭での生活に活かされているので、本人に自信がついてきたように思います。」

#### ■ どうすれば利用できるの？

1. 在校生は、学校にいる学級担任や支援教育コーディネーターに相談
2. 就学児は就学相談で教育委員会がサポート
3. 必要に応じて、教育相談や関係機関とも連携

## 支援学級の支援の充実に向けて大切にしていること

#### ■ 柔軟な教育課程の編成

「ともに学び、ともに育つ」教育の理念のもと、通常の学級での子どもたちの「つながり」を大切にするため、本人・保護者と十分な話し合いを行い、子どもの特性や教育的ニーズに応じた教育課程の編成や学習支援をすすめます。

#### ■ 支援学級担任などの研修などの体制整備

教職員の支援教育に関わる見識の向上を目的とした研修の実施に努めます。

#### ■ 支援学級の担任と通常の学級の担任との情報共有

支援学級で身に付けた力を通常の学級で発揮できるようにするため、合理的配慮や個別の教育支援計画などを共有します。

#### ■ 子どもの特性のアセスメントのもとでの自立活動の実施

学校だけでなく様々な関係機関と関わりながら子どものアセスメントをすすめ、本人が自己理解を深め、自己実現を目標とした自立活動を進めます。

## 子どもにかかわるすべてのみなさまへ



支援学級は、子ども一人ひとりの個別の教育的ニーズに応じた学習活動を行う、多様な学びの場の1つです。集団での協調性や社会性を育みつつ、個別指導(自立活動など)を通じて、子どもが持つ能力を最大限に伸ばすことをめざします。

子どもが「できる!」「楽しい!」と感じられるように、通常の学級とも連携し、学校全体で温かく見守ります。

## 自立活動ってなに？

「自立活動」は、支援学級、通級指導教室による指導などで行われる、子どもがより自分らしく生きていくために必要な力を育むための学びの時間です。

発達段階に応じて、「困っていること、自分で取り組むことができることを表明すること」「自分にとっての必要な合理的配慮は何か」など、自分に合った形で意思表示ができる力を、意識して身に付けていくことが大切になります。

### ■ たとえば、こんな力を育てます

- ・ 落ち着いて過ごす力(心理的な安定)
- ・ 人と関わる力(人間関係の形成)
- ・ 自分の体を知る力(健康の保持)
- ・ 周りの状況を理解する力(環境の把握)
- ・ 体を動かす力(身体の動き)
- ・ 気持ちや考えを伝える力(コミュニケーション)

これらは、学校生活だけでなく、将来の社会参加や自立した生活につながる大切な力です。

### ■ なぜ「自立活動」が必要なのか？

- ・ 集団の中で落ち着いて過ごすことに困り感がある。
- ・ 自分の気持ちをうまく伝えられない。
- ・ 食事や身支度などの日常生活に時間がかかる。

こうした困りごとに対して、よりよく生きていくための力を育むために、「自立活動」があります。

この活動は、一人ひとりの状態に合わせて、無理なく、楽しく、前向きに取り組めるように工夫しています。

### ■ どんな内容があるのか？

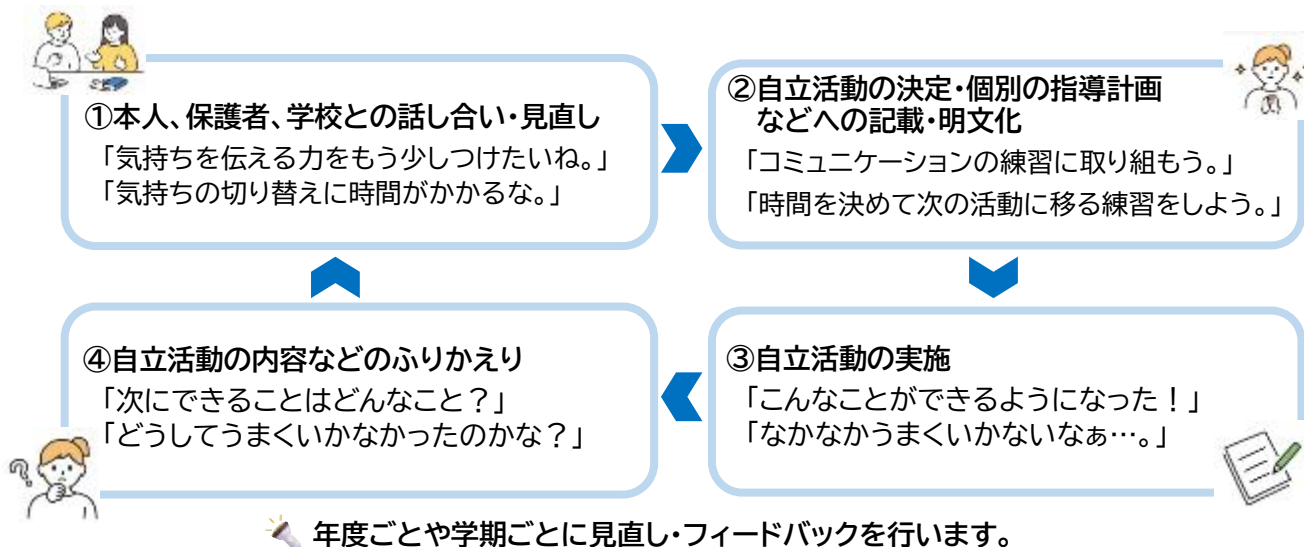
「自立活動」の内容は、以下の6つの区分に整理されています。

区分	内容の例
健康の保持	睡眠や食事の習慣、病気の理解、体調管理など
心理的な安定	不安や緊張への対応、気持ちの整理など
人間関係の形成	他者との関わり方、集団への参加など
環境の把握	周囲の状況の理解、感覚(視覚・聴覚など)の活用など
身体の動き	姿勢や運動、日常生活の動作など
コミュニケーション	言葉や表現の使い方、気持ちの伝え方など

※すべての項目を一度に行うわけではなく、本人に必要な内容を選んで、個別に計画を立てて指導します。

## 自立活動実施のイメージ

「話し合い→決定→実施→見直し」のサイクルで、個別のニーズに応じた自立活動へ



### ■ どんなふうに進めるの？

1. 実態把握: 本人の得意なこと・困っていることを丁寧に見つけます。
2. 目標設定: 本人が「できるようになりたいこと」を一緒に考えます。
3. 指導内容の決定: 目標に向けて、どんな活動をするかを決めます。
4. 評価と振り返り: 活動の様子を見ながら、必要に応じて内容を見直します。

この流れを通して、子ども自身が「できた！」と感じられるような体験を積み重ねていきます。

### 子どもにかかわるすべてのみなさまへ



「自立活動」は、自分らしく、前向きに生きていく力を育むための大切な学びです。

学校だけでなく、家庭や地域でも、以下のような関わりが、子どもたちの成長を大きく支えてくれます。

- ・ 子どもの「できた！」と一緒に喜ぶことを大切にします。
- ・ 困っているときに「どうしたの？」と声をかける。
- ・ 小さな変化を見逃さず、応援する。

～子どもの育ちと学びを支えるために～

## 1. 小学校と幼稚園・保育所などの連携

～子どもを中心に、つながる支援～

小学校が就学前施設を訪問することは、単なる「引き継ぎ」ではなく、子ども一人ひとりの育ちを支える大切な連携です。主に、次のような意義があります。

- 子どもの理解を深める  
訪問を通じて、子どもの性格や生活習慣、発達の様子などを把握し、入学後の支援や学級づくりに活かします。
- 幼保こ小のスムーズな接続  
教育内容や生活リズムのちがいを理解し、段差の少ない就学を実現します。
- 学校内の連携強化  
担任予定者と就学前施設の担当者が直接話すことで、より具体的な引き継ぎが可能になり支援の継続性も確保されます。
- 保護者の安心感にもつながる  
幼児期の子どもの情報が小学校にしっかり伝わっていることは、本人、保護者にとっても大きな安心材料になります。

## 2. 療育機関との連携

～子どもを中心に、支援をつなぐ～

放課後等デイサービスなどの療育機関も学校と同様に、子どもにとって大切な生活の場です。情報を共有することで、よりよい支援が可能になります。

- 一貫した支援のために  
学校と療育機関が子どもの特性や支援の方向性を共有することで、一貫した支援が実現します。
- 保護者の同意を大切に  
個人情報の取り扱いには十分配慮し、保護者の同意を得たうえで連携を進めます。

#### ■ 情報共有の方法

学校や療育機関での行動などについて情報共有するために、必要に応じて、支援計画を利用したり、保護者の同意がある場合はケース会議に療育機関のスタッフも参加したりします。

### 3. 医療・心理などの専門家との連携

～多角的な視点で子どもを支える～

医師や心理士、作業療法士などの専門家との連携は、学校では見えにくい子どもの困り感を理解するうえで大きな助けになります。

#### ■ 子どもの理解を深める

専門家の所見や診断をもとに、より適切な支援の方向性を検討できます。

#### ■ 役割分担と連携

教育・医療・福祉がそれぞれの専門性を活かしながら、子どもにとって最善の支援を行います。

#### ■ 保護者の同意を前提に

情報共有には保護者の同意が必要です。学校は丁寧に説明し、信頼関係を築きながら連携を進めます。

#### ■ 実際の連携の例

- ・ 診断書や意見書の共有
- ・ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを通じた連携
- ・ 専門家の訪問支援やケース会議への参加
- ・ 医療的ケアが必要な場合の医師との連携

#### ■ 教職員の理解を深める

専門家との関わりを通じて、教職員の支援力も高まります。必要に応じて校内研修を行います。

## 子どもにかかわるすべてのみなさまへ



子どもたちが安心して学び、育っていくためには、子どもを真ん中に、つながる支援が大切です。学校だけでなく、保護者・就学前施設・療育機関・医療や福祉の専門家など、さまざまな関係機関との連携が欠かせません。

「子どもを真ん中に置いた支援」/「こどもまんなか社会」を合言葉に、みんなでつながり、支え合いながら、子どもたちの未来を育んでいきます。

### ■アセスメント

子どもが学校生活の中でどんなことに困っているのか、どんな支援があると安心して学べるのかを、一緒に考えるための手段。子どもの普段の様子や、教職員、保護者の気づき、本人の声も大切にしながら、以下のような方法で行います。

- ・観察(授業中や休み時間の様子)
- ・面談(本人や保護者との話し合い)
- ・アンケート(簡単な質問用紙など)

これらを通して、子どもが「どんな場面で困っているのか」「どんな支援があると安心できるのか」を見つけていきます。

### ■インクルーシブ教育

障害の有無にかかわらず、みんながともに学ぶという、国際的な教育の理想・理念。

教育の理想であり、世界的な共通認識となっています。多様な背景やニーズを持つ子どもたちが互いに認め合いながらともに学ぶことは、未来の共生社会を築く第一歩です。

### ■クールダウンスペース

教室やその近くに設けられた、気持ちを落ち着けるための安全で静かな空間です。

興奮したり、混乱したりした際に、一時的に気持ちをリセットし、落ち着きを取り戻すための場所です。誰でもいつでも利用できる「基礎的環境整備」の一環として設けられることもあります。

### ■ケース会議

学校・関係機関などで、本人の得意な面や困りごとなどを共有し、最適な支援をみんなで考える話し合いです。 ※保護者がケース会議に参加する場合があります。

### ■国連・障害者権利委員会による総括所見

日本政府に対し、教育への転換など、改善を強く求めた国連からの勧告。

2022 年に出されたもので、教育分野では、分離教育からインクルーシブ教育への転換や、合理的配慮の法的義務化など、包括的な改善が求められています。

### ■支援教育コーディネーター

学校内で支援教育を推進し、保護者や関係機関との連携の窓口となる教職員です。

学校内の支援教育の中心的な役割を担います。保護者からの相談を受けたり、個別の教育支援計画の作成を主導したり、外部の専門家や関係機関と連携したりします。保護者が学校に支援を相談する際の最初の窓口となることも多いです。

## ■社会的自立

周囲に助けを求めながら、自分らしく社会と関わり、自らの人生を選択していくことです。

一般的な「自立」が身の回りのことを一人で行う力をさすのに対し、「社会的自立」は、自分の特性を理解し、必要な時は周囲の支えを活かして、自分らしく社会に参加する力をさします。

## ■障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)

障害のある人への差別をなくすために、国際的な「障害者の権利に関する条約」に基づいて、行政機関や事業者に合理的配慮の提供を義務づけた国内の法律です。この法律により、教育現場でも支援体制の強化が制度的に進められています。

## ■多様性

一人ひとりが持つ、「ちがい」を認め、尊重し合うことです。

国籍、性別、障害の有無、得意なことや苦手なことなど、「あらゆるちがい」を大切にする考え方です。「みんな同じ」をめざすのではなく、「みんな違うのがあたり前」という環境の中で過ごすことで、自分とは違う視点を知り、広い視野や思いやりの心を育みます。

## ■ユニバーサルデザイン(教室環境の整備)

障害の有無にかかわらず、「みんなにとって使いやすく、分かりやすい」環境を作ることです。

特定の子どもだけを対象にするのではなく、教室のすべての子どもが学びやすい工夫を凝らすことです。

例えば、視覚的な時間割や整理された教室は、安心と集中につながります。

## ■ロールプレイ

「こんなときどうする？」を実際にやってみることで、人との関わり方を学ぶ活動のこと。

相手の立場を演じることで「心の動き」を想像したり、具体的な断り方などを試したりします。失敗しても大丈夫な安全な環境で繰り返し練習することで、実際の場でも落ち着いて行動できるようになり、対人関係の自信を育みます。

